

平成26年第2回府中町議会定例会

会議録(第1号)

1. 開会年月日 平成26年6月20日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 平成26年6月20日(金)

4. 出席議員(17名)

議長	中村勤君	副議長	慶徳宏昭君
1番	小菅卷子君	2番	中井元信君
3番	繁政秀子君	4番	益田芳子君
5番	山口晃司君	6番	上原貢君
7番	海渡弘信君	8番	西友幸君
12番	木田圭司君	13番	力山彰君
14番	岩竹博明君	15番	加島久行君
16番	中村武弘君	17番	梶川三樹夫君
18番	林淳君		

5. 欠席議員(1名)

11番 山西忠次君

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 常任委員会委員長報告
 - (3) 議会運営委員会委員長報告
 - (4) 議会報特別委員会委員長報告
 - (5) 監査委員報告

4 町長報告

・行政報告

- ・報告第 6号 専決処分の報告について
- ・報告第 7号 専決処分の報告について
- ・報告第 8号 専決処分の報告について
- ・報告第 9号 専決処分の報告について
- ・報告第10号 専決処分の報告について
- ・報告第11号 専決処分の報告について
- ・報告第12号 予算の繰越明許の報告について（一般会計）
- ・報告第13号 予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）
- ・報告第14号 予算の事故繰越しの報告について（一般会計）
- ・報告第15号 府中町土地開発公社の経営状況について
- 5 報告第16号 専決処分の承認について
- 6 報告第17号 専決処分の承認について
- 7 第27号議案 平成26年度府中町一般会計補正予算（第2号）
- 8 第28号議案 府中町税条例等の一部改正について
- 9 第29号議案 府中町火災予防条例の一部改正について
- 10 第30号議案 工事請負契約の締結について
- 11 第31号議案 工事請負契約の締結について
- 12 第32号議案 業務委託契約の締結について
- 13 第33号議案 財産の取得について
- 14 第34号議案 町道路線の認定について
- 15 第35号議案 監査委員選任の同意について

~~~~~〇~~~~~

#### 7. 説明のため会議に出席した者

|           |   |          |
|-----------|---|----------|
| 町         | 長 | 和多利 義之 君 |
| 副 町       | 長 | 佐藤 信治 君  |
| 教 育       | 長 | 高杉 良知 君  |
| 企 画 財 政 部 | 長 | 高石 寛智 君  |
| 総 務 部     | 長 | 寺尾 光司 君  |

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 福 祉 保 健 部 長     | 末 釜 由 紀 夫 君 |
| 生 活 環 境 部 長     | 梶 川 幸 正 君   |
| 建 設 部 長         | 河 中 健 治 君   |
| 向洋駅周辺区画整理事務所長   | 土 手 澄 治 君   |
| 消 防 長           | 中 川 和 幸 君   |
| 教 育 部 長         | 金 藤 賢 二 君   |
| 会 計 室 長         | 谷 崎 文 男 君   |
| 総 務 部 次 長       | 小 川 博 文 君   |
| 生 活 環 境 部 次 長   | 坂 本 雅 司 君   |
| 建設部次長兼監理課長      | 和 田 敏 信 君   |
| 建設部次長兼下水道課長     | 三 浦 和 治 君   |
| 向洋駅周辺区画整理事務所次長  | 太刀掛 雅 博 君   |
| 消 防 本 部 次 長     | 佐々木 和 也 君   |
| 企 画 課 長         | 井 上 貴 文 君   |
| 財 政 課 長         | 増 田 康 洋 君   |
| 総 務 課 長         | 榎 並 隆 浩 君   |
| 職 員 課 長         | 神 永 和 明 君   |
| 福 祉 課 長         | 新 見 公 平 君   |
| 子 育 て 支 援 課 長   | 山 西 仁 子 君   |
| 町 民 生 活 課 長     | 金 光 一 隆 君   |
| 都 市 整 備 課 長     | 脇 本 哲 也 君   |
| 建 築 課 長         | 藤 原 進 吾 君   |
| 補 償 課 長         | 中 西 肇 君     |
| 予 防 課 長         | 新 宅 和 彦 君   |
| 総 務 課 長 ( 教 委 ) | 森 本 雅 生 君   |
| 社 会 教 育 課 長     | 池 口 豊 記 君   |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のために会議に出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 花 田 智 史 君 |
|-------------|-----------|

~~~~~○~~~~~

## 9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(中村 勤君) 皆さん、おはようございます。開会前でございますが、本日昼休憩の時間に入りましたら、直ちに議員共済会を開催いたしますので、第2委員会室へお集まりください。内容は、前年度の決算承認のみでございますので、時間は余りと思いません。よろしく願いをいたします。

それでは、改めましておはようございます。ただいまの出席議員17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成26年第2回府中町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、18番林議員、1番小菅議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第2、会期の決定についてを議題に供します。

今定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。それでは、お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月24日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議ないようでございますので、今定例会の会期は、本日から6月24日までの5日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

3月定例会以降、4月18日に広島県町議会定例議長会に出席をいたしました。

この中では、協議事項として現職議員が亡くなられたことによる功労金の支給について提出され、認定されました。

また、5月22日に広島県町議会議長会主催の議員研修会に出席いたしました。

午前、午後と講演を受けましたが、いずれも皆さんとともに参加した研修会でありますので、詳細な報告は省略させていただきます。

最後に、5月27、28日の両日、東京で行われた第39回町村議会議長・副議長研修会に出席いたしました。

内容は、山梨学院大学法学部江藤俊昭教授の基調講演と「これからの町村議会のあり方」のシンポジウムが、また翌日には民俗研究家の結城登美雄氏の「地域づくりを考える」と、ジャーナリストの後藤謙次氏の「政治経済の行方」の講演が行われました。

なお、各報告事項の資料につきましては事務局にございますので、参考にさせていただければと思います。

以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

まず、総務文教委員会、中村武弘委員長、お願いします。

中村武弘議員。

○16番（中村武弘君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、4月22日に委員会、6月9日に委員会並びに協議会を開催しております。

まず、4月22日の委員会ですが、学校教育に関する事務調査ということで、平成26年度県費負担教職員の人事異動の概要と平成26年度児童・生徒数について説明を受けました。

当日は、委員会の行政視察の日程調整も行っております。

6月9日の委員会並びに協議会につきましては、委員会では皆さんに配付のとおり、行政視察の出張報告の取りまとめを行っております。参考にさせていただければと思います。

また、皆さんも御承知のとおり、議会運営委員会の協議内容について議長の報告を受けております。

協議会につきましては、今定例会に向けた議案などの概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 厚生委員会、梶川委員長、お願いします。

17番梶川委員長。

○17番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をいたします。

厚生委員会では、3月定例会以降、4月21日に委員会を、6月12日に委員会及び協議会を開催いたしました。

4月21日の委員会では、事務調査事項のほか、行政視察について打ち合わせを行いました。

5月7日から9日まで行政視察を行い、皆様のお手元に報告を配付しているところでございます。後でござんください。

6月12日の委員会では、定例会前ということで、協議会において提出予定の案件についての説明を受けました。

なお、3月定例会以降、本委員会に付託された案件はございません。

以上、簡単ですが、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村 勤君） 建設委員会、木田委員長、お願いします。

12番木田委員長。

○12番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降は、4月24日と6月11日に委員会並びに協議会を開催しております。

また、5月12日から14日にかけて行政視察を行っております。

4月24日の委員会では、建設事業に関する事務調査ということで、主要事業の執行計画や各種契約締結の報告を受け、ほかに行政視察の日程調整と事前打ち合わせを行っております。

また、一部協議会において定例会案件の概要をお聞きしております。

5月12日からの行政視察につきましては、出張報告にまとめ、皆様のお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

6月11日の委員会では、行政視察の報告書の調整と建設事業に関する事務調査ということで、工事請負契約の締結について報告を受けております。

また、定例会前ということで、一部協議会に切りかえて、定例会案件の概要をお聞きしております。

なお、本会議から当委員会への付託案件はございません。

以上で建設委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 議会運営委員会、益田委員長、お願いします。

4番益田委員長。

○4番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、5月22日と6月18日に議会運営委員会を開催しております。

5月22日の委員会においては、議会の品位に関する事、議員定数に関する資料提供ということで、それぞれ確認を行いました。この資料につきましては、各議員へ提出をしたほうがよいとの議論があり、今定例会の前の各常任委員会において、議長が皆様へ報告とともに提供されたと存じます。

6月18日は、今定例会の運営についてということで、3月定例会以降に受理された陳情書等の報告や、会期や議員提出議案についての協議を行いました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（中村 勤君） 議会報特別委員会、山口委員長、お願いいたします。

○5番（山口晃司君） 皆さん、おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、議会報特別員会は4月10日、17日と、昨日6月19日の3回開催しております。

4月10日の委員会では、議会だより第133号の編集として、原稿校正と写真調整を行いました。

4月17日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正を行い、発行前の調整を行っております。

また、表決結果の掲載について、さきの3月定例会中の議員共済会の場をおかりし

て、委員外議員の皆様からお聞きした意見も踏まえ協議を行いました。協議の中では、表決結果の掲載はレイアウト上の制約もあるため、議会報に掲載する内容について整理し、記載記事の基準を調整していくべきという意見がありました。

昨日の委員会では、この定例会の内容をお知らせする議会だより第134号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整、また表決結果掲載の基準の整理に向けて協議を行いました。委員会としての考え方を整理いたしましたので、皆様には何らかの方法で提示をさせていただきたいと思えます。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村 勤君） 次に、監査報告をお願いします。

林監査委員。

○18番（林 淳君） 監査委員の林です。それでは、監査委員報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成26年2月分を平成26年3月19日に、平成26年3月分を平成26年4月15日に、平成26年4月分を平成26年5月15日に実施しました。

なお、2月分の出納検査は、代表監査委員竹中敏幸並びに監査委員林淳の両名が実施しましたが、3月分及び4月分の出納検査につきましては、監査委員林淳が実施しました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、いずれも現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、平成25年第4期定期監査として平成26年1月10日から2月21日まで、物品購入及び修繕に係る契約事務についてということで、会計室を対象に代表監査委員竹中敏幸並びに監査委員林淳の両名が実施しました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、関係書類を抽出し調査したところ、平成25年度における物品購入及び修繕に係る契約事務については、適正に処理されておりました。

続いて、同じく定期監査ですが、平成26年第1期定期監査として平成26年4月16日から6月6日まで、総務部税務課、教育委員会、社会教育課、図書館、府中公民館、府中南公民館を対象に監査委員林淳が実施しました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、関係書類を抽出

し調査したところ、平成25年度に属する財務に関する事務は、適正に処理されてい
ました。

以上で監査委員報告を終わります。

○議長（中村 勤君） 以上で全ての報告を受けました。

続いて、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） すみません。ちょっと私、聞き漏らしたんかもわかりませんが、
ちょっと議員の議案に対する賛成、反対の議会報に載せるようにちょっと案が出とっ
たと思うんですが、それがいつ決定されるのかちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（中村 勤君） 関連ですか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 先ほどの報告で、表決の結果についてはいずれか何らかの方法
で報告をしたいという報告だったんよ。ということは、委員会でまとまっ
とるんならここで言われたらいいし、まとまったらんのを委員長がどっかで報告する

いうのはおかしいでしょう。だから、ちゃんと委員会でまとまった結果こうであるという報告ならいいと思いますが、私ここに書いとるのにそういうように言っとってんよ。何らかの方法で皆さんにはそのことを知らせたいと思いますいうて言うってやけ。じゃけ、ちょっと決まっとるんなら、もうきょう報告しちやったらええ。表決をね、こういう形で掲示するようになりましたということになったんなら、そう言うてもらいたい。お願いします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

5番山口委員長。

○5番（山口晃司君） まず、基準ですが、きのうの委員会の中で決定はしております。ただ、皆様に説明するのにわかりやすい簡潔な資料を今つくり直しておりますので、それができ次第ポストに入れるか、さきの約束どおり次回の常任委員会になるかわかりませんが、できるだけ早い段階で見えていただきたいと思っております。

掲載の開始につきましては、これから皆様に資料を見ていただいて御理解いただき、それからの運用となりますので、委員会といたしましては9月スタートを考えておりますが、9月には改選もございますので、実際の運用につきましては新しい体制で決めていただきたい。そのためにそれまでにしっかり基準をもう一度まとめ上げて、しっかり申し送りはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 勤君） 3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 私たちが理解すればいいんだから、例えば記載を、掲載をするようになりましていうだけでええんよ。詳しくこうなってああなって、票が何ぼだったらこういうようにするとか、あれは後でいいんだから、記載を広報に載せるということが決まったんなら、そのことだけは報告をされたほうがいいと思います。いずれ何かの方法で皆さんに知らせるんじゃなくて、きょうせつかくの委員長報告ですから、記載することになりました、あと詳しいことは皆さんに後日資料をもってお知らせしますでいいんじゃないかな。その辺をもう一回。もしするようになったんならそれ、するようになってないんなら、なっておりませんでええんじゃない。言うてください。

○議長（中村 勤君） 先に質問されますか。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） これ議員全体の問題でありますので、一度私は全協か何か開い

ていただいて、その場で皆さんの意見集約、まだやられてないものでやられたらどうかと思うんですが、これは提案でございます。

○議長（中村 勤君） 3番繁政議員への答弁。

5番山口委員長。

○5番（山口晃司君） 繁政議員の質問にお答えいたします。

掲載するかどうかにつきましては、3月の議員共済会の中で皆様から掲載していいというふうに決まっておりますので、掲載いたします。

以上です。

○議長（中村 勤君） それで、今8番西議員が全員協議会をというふうに言われましたけども、議会報特別委員会に3月の定例会で3月に御承認を得てる。もとへ、定例会はもとへですね。全権を委員会に任せるということでなったはずですから、今から全協を開くとかいう問題ではないであろうというふうに判断をいたします。

次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 質問ではありませんが、4月、5月と監査委員さんが1人でこの監査をされましたので、ちょっとここで御苦労さんでしたと言うたげたい。林さん1人で頑張られて、竹中さんかいね、あの人が病気で。御苦労さんでした、林さん。それを言いたかった。

○18番（林 淳君） 非常に優しい。お礼を申し上げます。繁政さんだけでなく皆様にも御心配をかけたと思いますので、この場をかりましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第4に入る前に理事者の出席を求めます。しばらく休憩いたします。再開は10時5分といたします。休憩。

（休憩 午前 9時56分）

（再開 午前10時14分）

○議長（中村 勤君） それでは、休憩中の議会を再開します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村 勤君） 日程第４、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君） きょうから６月定例議会、２３日までの暦日で４日間と決めていただきまして、２２の議題を……

（「２４」の声あり）

２４かいね。はい、失礼しました。２４だそうでございまして、訂正をいたしておきますが、決めていただきまして、２４の議題を提起をさせていただくことにいたしております。審議方をよろしくまずお願いをしておきたいと、このように思います。

２点ほど報告をさせていただきたいと、このように思います。

まず、１点でございまして、平成２５年度歳入歳出決算見込みの概要についてと、こういうこととございまして。例年報告させていただいているところですが、ことしも５月３１日に出納閉鎖となりましたので、平成２５年度歳入歳出決算の見込みについて報告をさせていただくと、こういうこととございまして。

まず、一般会計の歳入ですが、町税では予算額に対し個人町民税で４，６００万円、固定資産税及び都市計画税で５，６００万円の減収となりましたが、法人町民税で１億４，６００万円、たばこ税で２，６００万円の増収となったため、町税全体では７，７００万円増の６６億６，２００万円となりました。

また、財産収入や地方交付税など同様に予算額を超えた収入があった科目もありますが、国庫支出金や町債など予算額を下回った科目もあり、歳入総額では翌年度へ繰り越す財源を除き、対予算５億９，８００万円の予算割れとなる見込みでございまして。

歳出では、予算に計上したまちづくりへの取り組みを着実に実施し、適正に事業を執行した結果、翌年度への繰越額を除き、対予算６億１，０００万円の予算不用が生じる見込みでございまして。不用率は３．９％となりました。

平成２５年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額１４５億７，４００万円、歳出総額１４５億４，３００万円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除き、１，３００万円の剰余金が生じるものと見込んでおります。

なお、財政調整積立基金については２億１，０００万円の取り崩しをし、基金残高は１０億４，２００万円となるということとございまして。

また、特別会計においても適正な予算執行の結果、赤字決算はないという結果になりました。これがまず1点目でございます。

2点目でございますが、各常任委員会で府中中学校の耐震化事業に係る一般会計補正予算の追加議案を準備中である旨を御説明しておりましたが、その後の状況ということで報告をさせていただくということでございます。

府中中学校の耐震化については、早期達成のために事業工程管理等、事業に伴う諸問題の処理方針を協議するための庁舎内組織、学校耐震化事業工程会議を設置をさせていただいたと、こういうことでございますが、その会議で協議した結果、耐震化早期達成のためには仮設校舎の早期設置が必要で、その設置については工事請負、リース契約等の方法のうち、工程や財政負担を踏まえ、リース契約が適切であるとの判断が出ました。

このリース契約については長期継続契約となり、そのリース料の支払いは仮設校舎の使用を開始する平成27年度からとなり、今年度の予算措置は不要となったため、本議会定例会において一般会計補正予算の追加議案は上程しないということにさせていただいたと、このほうが有利であるということでそのようにしたということでございます。

なお、府中中学校耐震化事業の詳細については、決まり次第また皆さん方に報告をさせていただきたいと、このように思っておるということでございます。

以上、2点の報告でございます。

○議長（中村 勤君） ただいまの行政報告に対し質問のある方。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 町での収入についてでございますが、広島のM社ですね、自動車の、これが景気回復をしてるわけなんです、そのM社の法人税とかそういった収入は今年度どうなってるんか、そこらをちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○議長（中村 勤君） 答弁。

町長、答弁。

○町長（和多利義之君） あんまり言わないほうがいいかなということでございまして、まあ通年どおりということで御理解をいただければいいと言いましたらおわかりいただけると、こういうことでございます。

以上です。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第6号、専決処分の報告について、お願いします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第6号 平成26年6月20日提出。

専決処分の報告について。

府中町都市計画税条例の一部を改正する条例について、平成26年3月31日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明でございますが、総務部長がさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 皆さん、おはようございます。総務部長です。

報告第6号、専決処分の報告について補足して説明をさせていただきます。

本件専決処分による条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町都市計画税条例で引用しております地方税法の条番号等の変更が行われたことから、必要な条文の整理に関しまして、府中町都市計画税条例の一部を改正する条例を町長の専決処分により制定し、改正させていただいたというものでございます。

当該条例改正の内容は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第1項に規定します条例の改廃で法令の改廃に伴い引用する条番号等もしくは語句または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により本議会において報告させていただくというものでございます。

改正の内容ですが、最終ページの府中町都市計画税条例新旧対照表をごらんください。

都市計画税条例附則第11項は、地方税法で定められております都市計画税の課税標準の特例措置を適用するという読みかえ規定でございます。今回の地方税法の改正で、課税標準の特例の廃止が行われました。具体的には、地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例の廃止や、指定特定重要港湾における荷さばき施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の廃止などが行われまして、条例で引用しております地方税法の条文の項番号が変更が生じたということに伴いまして、条文整理等必要な経過措置を定めたものでございます。

改正条例の施行期日は平成26年4月1日でございます。ただし、改正後の規定は平成26年度以降の年度分に適用し、平成25年度分までは従前の例によることとしております。

専決処分年月日は平成26年3月31日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第6号、専決処分の報告についてを終わります。

続いて、報告第7号、専決処分の報告について、お願いします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第7号 平成26年6月20日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、教育部長がさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（金藤賢二君） 皆様、おはようございます。教育部長です。

報告第7号の専決処分の報告について、補足して説明させていただきます。

理由といたしましては、平成26年2月10日午後5時25分ごろ、府中南小学校において、体育館利用者の保護者である債権者の妻が昨年度臨時駐車場として使用していた学校の運動場へ西門から車両で進入していたところ、小門扉が自然に閉まってきて車両と接触し、車両の左側部分を損傷させたものでございます。

この西門の形状を御説明させていただきます。左右にスライドして開閉する門扉部分と、その中央部にドアのように開閉し、人が通れるほどの小門扉が附属した形状であります。

事故の原因は、小門扉が完全に開き切っておらず、固定できていない状態であったことにあります。この小門扉は風などで動く可能性がありますが、学校側としては開門時に小門扉を固定するなどの対策や、利用者の注意喚起などを行っておりませんでした。また、利用者側としては、開いている門が自然と閉まり、車両と接触することを予見することが難しかったものと思われております。

損害賠償の額は14万6,621円であり、内訳は車両の修理に係る費用が11万9,621円、修理期間中5日間の代車に係る経費が2万7,000円でございます。なお、本件事故でのけが人はおりません。

債権者、府中町八幡三丁目13番2号の秋山豪紀さんです。

本件の専決処分日は平成26年4月24日です。

なお、事故発生後直ちに開門時にはこの小門扉と門扉を針金製のフックで固定し、小門扉外側にカラーコーンを置くこととし、看板を設置し、利用者へは注意喚起を促しました。今年度も校舎耐震化工事に伴い、6月から10月までの予定で運動場を臨時駐車場として西門は使用しておりますが、今回門扉はスライドとして左右にあけるのみとし、小門扉を開かない状態で固定し、注意喚起の看板を設置するとともに、施設利用者及び保護者へお知らせを配布することにより、事故の発生を防止しております。

学校施設については、日ごろから安全面についての点検及び危険箇所の修繕を行ってまいりましたが、今回の事故については大変残念な事案であります。今後は、児童・生徒や学校施設利用者の事故の防止のために、より一層安全で安心できる学校施設の維持管理を行い、再発防止に努めていきたいと考えております。

また、今回事故に遭われた方や関係者の皆様に大変御迷惑をおかけしまして、申し

ありませんでした。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

1 2 番木田議員。

○1 2 番（木田圭司君） 私もここの門をよく利用するんですけど、ちょっと今の説明じゃよくわかんないんですけど、入るときに門は開いとった状況なんですかね。それで、その小ちゃいのが車に当たるんですか。結構鋭角に門に入っていくと思うんですけど、門が開いとったらその小ちゃい門というのは、ちょっと私よく理解ができなかったんですけど、車を門をあけるのに横にとめた状況でその小ちゃいのが開いて当たったということなんですかね。普通に門が開いとったら、ちょっと当たるようなことはないというふうに私は感じてるんですけど、もう少しちょっと詳しく教えてください。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育委員会総務課長。

○総務課長（教委）（森本雅生君） 教育委員会総務課長でございます。1 2 番木田議員の御質問にお答えします。

門扉については、レールの上を左右に開く門扉に、その中央部にちょうつがいがついててドアのように開く小門扉がついております。事件の当日は、その門扉がスライドする門扉と小門扉ともに全開になっておらず、中途半端な状態で車が通れる程度の幅があいていたようでございます。その小門扉が完全に開いて固定されていない状態で、こういう形であったものと思われませんが、車が通れる幅があったものですから、そこを進入されているときに小門扉のほうが開いてしまったということでございます。それで、車の横をこすったような形の事故になったようでございます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第7号、専決処分の報告についてを終わります。

続いて、報告第8号、専決処分の報告について、申し上げます。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第8号 平成26年6月20日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細の説明については、建設部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 皆さん、おはようございます。建設部長でございます。報告第8号、専決処分の報告について補足して御説明させていただきます。

専決処分の内容でございますが、平成26年4月30日16時35分ごろ、道路占用協議を行うため、広島市中区富士見町の広島東警察署の正面駐車場に前面駐車し、協議終了後、公用車を駐車スペースからバックで出庫させようとしたところ、右側の歩行者に気をとられ、左側に駐車する乗用車側の公用車を切り込み過ぎてしまいました。そのため、駐車中の乗用車の左側のバンパーに接触し、相手方の車両に損傷を与えたものでございます。

損害賠償の額は7万9,617円です。

内訳でございますが、代車レンタル費用として2万9,376円、バンパーの脱着、塗装費用として5万241円で、合計7万9,617円となっております。

債権者は、府中町浜田一丁目4番3-401号の川口真様。

専決処分の日は平成26年6月5日でございます。

このたびの事故でございますが、ただいま御説明させていただきましたとおり、駐車スペースからバックで出庫する際、歩行者に気をとられ、安全確認がおろそかになったことで発生したものでございます。事故報告後、建設部としましても再発防止に向け、当人はもとより職員に対しまして各課長を通して口頭、さらに文書により、車を運転する際、特に公用車を運転する場合には町職員として自覚を持ち、安全運転を心がけるよう指導を行ったところでございます。

また、事故発生以来、職員には一層の注意喚起を促し、こうした事態が発生しないよう日々注意喚起を行っているところでございます。

今回の事故におきまして、御迷惑をおかけしました方々に深くおわび申し上げ、説明を終わらせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 簡単な質問なのですが、公用車でああいうところへ行かれるとき、職員さん1人で行かれるの。大体2人乗って行ってらっしゃったような気がするんですが、2人いらっしゃったら、後ろを左の人が必ずおりて後ろのあれを確認してバックさせればこういうことにならんかったんじゃないと思うんですが、1人だったのか2人だったのか。今後、またこういうようなところへ出張で行かれる場合に、車、公用車で行く場合、1人で行くのか2人で行くのか、その辺は検討してほしいんですが、一応どういような気持ちなのか聞いときたいと思います。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 建設部長でございます。13番繁政議員の御質問に……

○議長（中村 勤君） 3番。

○建設部長（河中健治君） ごめんなさい。申しわけございません。3番繁政議員の御質問でございます。

今回、東警察署には2名で行っております。同乗者が1名おりました。その同乗者につきまして、今回車からおりて誘導といたしますか、そういったことはしておりませんでしたけど、2名でこういったところへ出向くときには、必ず1名は誘導する、注意を払うといったことを指導しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 2名で行っとるんだったらこういうことがあっちゃいけないじゃないですか。1人じゃったんかのう思ったから、あれ。2名で行ってよね、助手席に乗ったほうはよね、どうだったんか知りませんが、後ろのほうもおりもせず座ってね、ほいからあんた、偉そうげにしとっちゃいけないわね。片一方が運転しよった

ら、必ずおりて誘導してよね、後ろ確認をして安全確認をしたげるのがその人の役割じゃけ、そういうことはもうそれこそ徹底して。

この2人に、町長に言うとかないけん。こういうのを起こしたら、罰則か何かを必ずせにゃいけません。前に言うたことありますよね、名前出してください。名前出したら、大体同じようなもんがやっという話じゃったんですが、名前出さんのじゃったら罰則で。やっぱりこうやって町民の税金ですからね、これね。保険じゃけよかろうがいうて、そうじゃないんですよ。ほいじゃから、保険も再々使いよったらだんだん高くなるんですから、その辺はようわかっというもらって、だから2人に罰則なりなんたりを与えるようにせにゃ。大体、やらなきゃいけないことやってなかったんですから、注意は本当に部長だけじゃなくて、町長がじきじきに呼んで注意をしっかりとってもらいたいと思います。町長、どうですか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

町長。

○町長（和多利義之君） おっしゃるように、都度、都度出てきまして私も苦慮しとることなんです。何で事故をするんじゃろう。そうは言うても私もするんで、人のことばっかし言われはせんのですが、困ったもんだなということですが、やっぱり安全運転協会から冊子も来たりして、それは過去恐らく回しとるんだと思うんですが、そういうふうなことも都度、都度やっというんですが、よりそういう教育を強化をして、できるだけ少なくなるように努力をこれからもしていきたいと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第8号、専決処分の報告についてを終わります。

次に参ります。

報告第9号、専決処分の報告について、お願いします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第9号 平成26年6月20日提出。

専決処分の報告について。

○議長（中村 勤君） 私語はやめてください。

○町長（和多利義之君） 工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、建設部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 報告第9号、専決処分の報告について補足説明いたします。

工事名、関連公共下水道25-8築造工事。

工事場所、府中町本町三丁目、山田一丁目。請負金額、変更前8,802万1,500円、変更後1億101万円、1,298万8,500円の増額です。請負人は、広島市中区平野町1番16号 株式会社砂原組です。

本工事は、砂原第2処理分区の汚水管の整備を実施し、下水道の整備促進を図ったものでございます。

主な変更内容は、推進工に伴う立て坑掘削時において、転石撤去による地山の崩壊や河川近接による出水に対応するため、薬液注入量の追加、地元要望により交通誘導員の配置箇所をふやしたことによる交通整理員の追加をしたものでございます。

また、当初推進プラントヤードとして借地を見込んでおりましたが、借地できなかったため、車上による推進プラントに変更したことや、舗装の劣化が著しい箇所の舗装範囲の追加等を行ったものでございます。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成25年6月21日、専決処分年月日は平成26年3月18日でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） この変更理由が幾つかあるんですが、2つか3つか言われ

ましたけども、それぞれのかかった金額、もっと詳細に教えていただきたいと思いま  
す。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） まず、転石撤去による地山の崩壊、河川近接による出水に  
対応するための薬液注入量の追加による変更金額、増額が371万円、それと交通誘  
導員の追加、これが444万円、推進プラントヤードとして借地を見込んでおりまし  
たが、車上による推進プラントに変更したことによる増額が330万円、舗装の追加  
でございますが、これと先ほどの交通誘導員の追加を合わせて440万円といった内  
容でございます。主な内容でございます。

以上です。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第9号、専決処分の報告につ  
いてを終わります。

続いて、報告第10号、専決処分の報告について、お願いします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第10号 平成26年6月20日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

本件についての詳細説明は、向洋駅周辺区画整理事務所長がさせていただきますの  
で、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

区画整理事務所長。

○向洋駅周辺区画整理事務所長（土手澄治君） 皆さん、おはようございます。向洋駅  
周辺区画整理事務所長です。報告第10号、専決処分の報告につきまして補足して説

明をいたします。

今回の専決処分の報告につきましては、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定に基づき行っております。

専決処分の内容でございますが、工事名は街区整備 25-1 工事。

工事場所は、府中町青崎東、J R 向洋グラウンド周辺でございます。請負金額、変更前が 1 億 7,571 万 7,500 円、変更後 1 億 9,165 万 740 円で、1,593 万 3,240 円の増額でございます。請負人は、広島市中区大手町四丁目 6 番 16 号 株式会社共立でございます。

この工事は、画地整備を行うとともに、町道青崎中店線及び南小学校青崎東線の道路区域を確保するため、J R 向洋グラウンドに対しまして擁壁を構築する街区整備工事を行うものでございます。

今回の主な変更の理由でございますが、工事の施工に当たり、6カ所の地質調査の結果をもとに設計を行い、南側道路部分の L 型擁壁の延長 192.2メートルのうち 75.2メートル部分にコンクリートぐいを 42本打ち込むよう計画しておりました。この工事着手前にくい基礎部分の試験ボーリングを追加して3カ所行ったところ、支持層が想定したよりも深く確認されたため、くいの長さや構造を変更し、それに合わせ平成 25 年度実施分の数量の増減に係る精算を行い、変更契約を行うものでございます。

具体には、42本のくいの長さをおのおの 1メートル程度長くし、くいの構造も鉄筋量をふやしたものにしております。残土処分では、くい施工時の掘削土が汚泥状態であったことから、汚泥吸引バキューム車による運搬が必要となりまして、土砂から汚泥として処分方法を変更しております。

次に、既設の防球ネットの基礎構造物の地中部分が想定よりも大きかったことから、取り壊し処分の数量変更を行っております。

また、宅地造成を行うに当たりまして、グラウンドの横、東側、町道南小学校青崎東線の予定地に、径で 300ミリの仮設の排水管を設置するよう広島県から指導がありまして、延長で 115メートルの管の敷設を行っております。

また、今回の変更契約金額に対しまして、消費税率 8%を適用しております。

この工事は、平成 25 年度、平成 26 年度の施工で、完成は平成 27 年 1 月 30 日を予定しております。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成25年6月21日、専決処分年月日は平成26年3月18日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第10号、専決処分の報告についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） ここで休憩に入りたいと思いますが、いかがですか。11時10分再開ということで、休憩。

（休憩 午前10時54分）

（再開 午前11時10分）

○議長（中村 勤君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 報告第11号、専決処分の報告について、お願いします。  
町長。

○町長（和多利義之君） 報告第11号 平成26年6月20日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、建設部長がさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 報告第11号の専決処分の報告について補足説明いたします。

工事名、府中小学校校舎改築（第2期）工事。

工事場所、府中町本町二丁目15番2号。請負金額、変更前11億5,395万円、変更後11億6,138万4,000円で、743万4,000円の増額でございます。請負人は、広島市中区上八丁堀8番2号 清水建設株式会社広島支店。

当該工事は、平成20年度に行った耐震診断によりI s値が0.3未満と判定された校舎を解体、撤去し、新校舎を建築し、それにあわせて4階建ての東棟を改修した工事でございます。

主な変更内容は、新校舎の建築範囲に旧木造校舎のコンクリート基礎や浄化槽などの地中障害物が確認されたため、撤去作業を追加したもの、及び児童数増加に伴い、多目的教室を普通教室に変更したものでございます。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成23年6月17日、専決処分年月日は平成26年3月27日でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第11号、専決処分の報告についてを終わります。

次に参ります。

報告第12号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）の報告を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第12号 平成26年6月20日提出。

予算の繰越明許の報告について（一般会計）

平成25年度府中町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明でございますが、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 報告第12号、一般会計の予算の繰越明許の報告についてを補足して説明いたします。

本報告は、3月議会等で繰越明許費として議決等をいただいたところですが、今年度に入り翌年度繰越額が確定しましたので、その内容を報告するものです。

裏面の平成25年度繰越明許費繰越計算書をごらんください。

平成25年度歳出予算から平成26年度歳出予算に繰り越して使用する事業は8事業で、翌年度繰越額の合計額は4億7,656万3,984円となりました。

それでは、事業ごとに説明いたします。

款 民生費、項 社会福祉費、事業名、障害福祉サービス事業は、493万5,600円の繰り越しです。事業内容は、障害者総合支援法の改正に伴うシステム修正の委託です。特定財源は、国庫補助金です。

次に、項 児童福祉費、事業名、児童福祉総務一般事務事業は、1,244万1,600円の繰り越しです。事業内容は、平成27年度施行予定の子ども・子育て支援新制度に対応したシステム構築業務の委託です。特定財源は、県補助金です。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、事業名、補助街路整備事業は、1,690万4,000円の繰り越しです。事業内容は、清水ヶ丘桜ヶ丘線道路改良工事です。特定財源は、国庫補助金及び地方債です。

次に、事業名、橋りょう長寿命化事業は、283万4,000円の繰り越しです。事業内容は、橋梁長寿命化補修設計委託です。特定財源は、国庫補助金です。

次に、項 都市計画費、事業名、向洋駅周辺土地区画整理事業は、4,788万8,000円の繰り越しです。事業内容は、物件移転補償です。特定財源は、既収入の県負担金、未収入の国庫補助金及び地方債です。

次に、事業名、県施行街路事業負担金事業は、1,415万5,109円の繰り越しです。事業内容は、大洲橋青崎線等の街路整備です。特定財源は、地方債です。

次に、款 消防費、項 消防費、事業名、消防団自動車等購入事業は、3,990万円の繰り越しです。事業内容は、消防団ポンプ自動車3台の更新です。財源は、全額地方債です。

次に、款 教育費、項 小学校費、事業名、小学校施設耐震化事業は、3億3,751万2,875円の繰り越しです。事業内容は、府中中央小学校改築工事が

監理委託を含め1億7,145万1,875円、府中南小学校校舎耐震補強工事が監理委託を含め1億6,606万1,000円です。特定財源は、国庫補助金及び地方債です。

以上で一般会計の予算の繰越明許の報告についての補足説明を終わります。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第12号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）を終わります。

続いて、報告第13号 予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）の報告を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第13号 平成26年6月20日提出。

予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）

平成25年度府中町下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

引き続きまして、企画財政部長が説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 報告第13号、下水道事業特別会計の予算の繰越明許の報告についてを補足して説明いたします。

本報告は、3月議会で繰越明許費として議決をいただいたところですが、今年度に入り翌年度繰越額が確定しましたので、その内容を報告するものです。

裏面の平成25年度繰越明許費繰越計算書をごらんください。

款 事業費、項 下水道事業費、事業名、公共下水道整備事業は、4,635万円の繰り越しです。事業内容は、石井城地区の関連公共下水道25-5築造工事、城ヶ

丘地区の関連公共下水道 25-12 築造工事、本町地区の関連公共下水道 25-13 築造工事の計 3 工事です。特定財源は、国庫補助金及び地方債です。

以上で下水道事業特別会計の予算の繰越明許の報告についての補足説明を終わります。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第 13 号、予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）を終わります。

続いて、報告第 14 号 予算の事故繰越しの報告について（一般会計）の報告を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第 14 号 平成 26 年 6 月 20 日提出。

予算の事故繰越しの報告について（一般会計）

平成 25 年度府中町一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細については、引き続き企画財政部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 報告第 14 号、一般会計の予算の事故繰越しの報告についてを補足して説明いたします。

本報告は、年度内に着手し完了を予定しておりましたが、不測の理由により年度内に完了できなかった事業について、その内容を報告するものです。

それでは、裏面の平成 25 年度事故繰越し繰越計算書をごらんください。

款 総務費、項 総務管理費、事業名、総合行政情報システム構築事業は、421 万 2,000 円の繰り越しです。Windows XP 端末のサポート終了に伴う総合行政情報システム OS 移行業務において、移行作業に想定外の時間を要した

ため、年度内の完了が不可能となり、繰り越しをしたものです。

なお、当事業は既に完了をしております。

以上で一般会計の予算の事故繰越しの報告についての補足説明を終わります。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第14号、予算の事故繰越しの報告について（一般会計）を終わります。

続いて、報告第15号 府中町土地開発公社の経営状況について報告を求めます。  
町長。

○町長（和多利義之君） 報告第15号 平成26年6月20日提出。

府中町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により府中町土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

府中町長 和多利義之

本件についての詳細説明も企画財政部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 報告第15号、府中町土地開発公社の経営状況についてを補足して説明いたします。

府中町土地開発公社においては、平成26年度予算について平成26年2月28日に、また平成25年度決算については平成26年5月26日に理事会を開催し、それぞれ承認されております。

それでは、決算報告書1ページをお開きください。

平成25年度に行った事業の概況を掲載しております。

（1）公有地売却事業は、町へ向洋駅周辺土地区画整理事業用地として1件180平方メートル、9,327万6,190円の売却を行ったほか、向洋駅周辺土地区画整理事業に必要な小宅地対策用地として町へ5件436.46平方メートル、

1億7,156万6,124円の売却を行いました。

また、補助街路青崎25号線の事業用地として2件37,050平方メートル、452万9,062円で町へ売却を行いました。

(2) 附帯等事業は、駐車場事業として2カ所で518万6,600円の賃貸収入がありました。

また、平成25年12月末日で2カ所の駐車場のうちの1つ、向洋駅前第1有料駐車場を町が予定する区画整理事業のため閉鎖し、町へ引き渡しを行っております。

(3) 平成25年度末の公有地保有状況は、面積6,637.02平方メートルで前年度比653.51平方メートルの減少、金額では17億1,563万9,845円となり、2億4,659万5,270円の減少となりました。

次に、2ページは財産目録です。

平成26年3月31日の資産と負債の残高を示しております。

まず、資産の部1の流動資産として、(1)現金及び預金は261万3,577円です。

(2) 事業未収金2万円は駐車料の納付おくれ分ですが、既に全て納付されております。

(3) 公有用地は、向洋駅周辺土地区画整理事業用等の土地として17億1,563万9,845円となっております。

2の固定資産として無形固定資産37万9,750円は、平成23年度購入した公社会計システムの減価償却後の残存価格です。

投資その他の資産の長期性預金500万円は、基本財産としての府中町からの出資金です。

以上、資産の部合計は17億2,365万3,172円です。

次に、3ページの負債の部です。

1の固定負債の長期借入金15億6,110万4,867円は、向洋駅周辺土地区画整理事業用等の土地に係る借入金の合計額です。

長期性預金の5万円は、駐車場敷金です。

負債の部合計は、15億6,115万4,867円で、資産の部合計から負債の部合計を差し引いた正味財産は、1億6,249万8,305円となっております。

4ページは貸借対照表です。

貸借対照表はバランスシートと呼ばれるものです。財産目録と重複しますので、説明は省略をいたします。

次に、5ページは総益計算書です。

1、事業収益の公有地取得事業収益2億6,937万1,376円は、向洋駅周辺土地区画整理事業と補助街路青崎25号線事業の用地を町へ売却したものです。

附帯等事業収益518万6,600円は、駐車場の賃貸料等の貸付料です。

2、事業原価は、1の事業収益を得るために要した経費を示しており、(1)の公有地取得事業原価は、収益と同額です。(2)附帯等事業原価181万1,324円は、公租公課172万6,800円、役員費3万9,940円などが含まれております。

1の事業収益から2の事業原価を差し引いた事業総利益は、337万5,276円となっております。

3の販売費及び一般管理費22万6,350円は、報酬のほか、公租公課等の事務的な経費です。

4の事業外収益は、預金利子1万966円です。

2の事業総利益と4の事業外収益を加え、3の販売費及び一般管理費を減じたものが経常利益で、315万9,892円となっております。当期利益も同額です。この金額が正味資産増額の内容です。

また、7ページから13ページは決算書の附属明細書となっております。参考にさせていただければと思います。

次に、15ページからが平成26年度予算です。

17ページをごらんください。

事業計画として、町への公有地売却は予定しておりません。附帯等事業収益として60万円。こちらは公社で運営している向洋駅前第2駐車場の駐車場収入を計上し、またその運営に係る附帯等事業費として18万7,000円を計上しております。

内訳は、固定資産税、保険料などの経費です。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長(中村 勤君) 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 公有地売却事業で今8件売られてますが、後でいいですからちょっとどことどこの土地を売られたのか、ちょっと連絡いただきたいんですが。

それと、3番の当年度末公有地保有状況で、これちょっと約2,000坪ですね。2,000坪を17億1,563万円って評価見られてますが、これは85万円ぐらいに相当するんですね。ちょっと85万円ぐらいの、坪がですね、そのような評価がちょっとあるのかな思うんですが、ちょっとそこら辺のこともちょっと聞かせていただきたいんですが。

○議長（中村 勤君） 答弁。1問目のあれは後日というか後刻ね、連絡してあげていただきたい。2つ目に言われた八十何万円、坪単価が高いじゃないかといったことに対しての答弁。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 町が土地開発公社から再取得する価格は、土地開発公社が事業用地として取得した原価プラス金融機関からの借入利息を加えたものということです。現在の時価で再取得をしておるわけではありません。よろしくお願ひします。

○議長（中村 勤君） 8番西議員。

○8番（西 友幸君） 言われとることはようわかるんですよ。実質的にですね、現在の時価で想定せんと、あれですね、売却しても現在の時価しか売れないわけですから、絵に描いた餅を何ぼこういうのしても私はだめだと思うんですよ。じゃけ、例えば鑑定評価してもらって、仮鑑定ですね、その金額を幾らぐらいかとやらんと、やっぱり正式な討論できん思うんですよ。いうことで、そういうこともちょっと要望しておきたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（中村 勤君） 要望でよろしいですか。それじゃあ要望ということで。答弁するそうですから、西議員。

副町長。

○副町長（佐藤信治君） 本件は、府中町の土地開発公社の決算でございまして、財産状況でございまして。土地開発公社が先行取得した土地を、今企画財政部長が申しあげましたように、町は後年度に支払い利息等を含めて再取得する契約が結ばれてます。したがって、土地開発公社の会計処理上、資産としてはそれを含めたものが資産として評価されておると。実際に現状は、土地の価格は近年下落してます。これは土地開

発公社の問題ではなくて、町が再取得したときの再取得の価格とその時点の時価の乖離というのは出てくるかもしれませんが、土地開発公社としては現在の時価で決算をするということにはなりませんので、それは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

8 番西議員。

○8 番（西 友幸君） 今、副町長言われたことはようわかっての上での話なんですが、やっぱり行政がこれ買い戻すわけですが、開発公社からですね、実質的に大体どのぐらいで、また損益出るわけですよ、これ、当然売却すれば。そこらもちょっとある程度明確にさせていただくと私はいけんと思うんですが、そこらのことを聞いてるわけですよ。理論はよくわかってますので。

○議長（中村 勤君） 答弁。

副町長。

○副町長（佐藤信治君） 御質問の趣旨、十分理解をいたしますので、これは町の財政、資産運営の問題でございますので、それはその際にそういう資産ができれば、必要であればお示しをするということにいたしたいと思います。土地開発公社の決算、それから財産状況というのは、今申し上げた、先ほど申し上げたとおりということでございます。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） ないようでしたら、ただいまから昼休憩に入りたいと思います。開会前に申し上げたように、議員共済会総会を直ちにやりたいと思いますので、第2委員会室に議員の方は御移動いただきたいと。再開は13時といたします。休憩。

（休憩 午前11時40分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（中村 勤君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第5、報告第16号、専決処分の承認についてを議題に供  
します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第16号 平成26年6月20日提出。

専決処分の承認について。

府中町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第  
67号）第179条第1項の規定により、平成26年3月31日に次のとおり専決処  
分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、  
府中町税条例等の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、総務部長がさせていただきますので、よろしく願いをい  
たします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 報告第16号、専決処分の承認について補足して説明させ  
ていただきます。

本件専決処分による条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月1日  
から施行されることに伴いまして、府中町税条例等の改正を行う必要が生じましたが、  
議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定  
に基づき、町長の専決処分により本件改正条例を制定し、施行させていただいたとい  
うものでございます。

それでは、議案の最終ページ、報告第16号参考資料をごらんください。

まず、改正の趣旨ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町  
税条例等の一部を改正するというものでございます。

次に、主な改正事項の概要ですが、町民税の関係で1点、固定資産税の関係で2点、  
計3点ございます。

まず、第1点目は町民税の関係ですが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を3年間延長するというものでございます。

所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合の譲渡益に対する課税は、基本的には住民税は5%が課税されるということですが、平成26年度までの特例として、県知事等が認定しました優良住宅地の造成等のために所有期間が5年以上を超える土地等を譲渡した場合は、譲渡益2,000万円以下の部分については、住民税は4%の課税とされておりました。この軽減税率の適用期限を現行平成26年度分までから3年延長し、平成29年度分までとするものでございます。

2点目は固定資産税の関係ですが、耐震改修が行われました要安全確認計画記載建築物等に対する減税措置を創設するというものでございます。

対象となる建築物は、改正耐震改修促進法に基づき耐震診断を義務づけられました建築物等、具体的には都道府県等が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建物や、都道府県が指定します避難所等の防災拠点建築物などで一定の要件を満たすもののうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものが対象になります。この工事完了後、3カ月以内にその旨を市町村に申告したものに限り、工事が完成した年の翌年度から2年度分、固定資産税額の2分の1を軽減するという措置を講じることとしたものでございます。

3点目は、移行一般社団法人等に係る非課税措置を廃止するというものでございます。

いわゆる公益法人制度改革として、従来の民法34条の公益法人につきましては、平成25年11月30日までに新制度への移行申請、具体的には公益社団法人及び公益財団法人、または一般社団法人及び一般財団法人への移行の申請を行うか、あるいは解散をするという公益法人制度改革ですが、その移行期間の措置として、旧公益法人から一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置している施設で、移行の日の前日において固定資産税が非課税とされていたものにつきましては、平成25年度分までは非課税措置を継続するという措置が講じられていましたが、このたび移行期間の到来を受け、これらの非課税措置のうち一部を除きまして原則廃止するというものでございます。

なお、府中町内には該当する移行一般法人はありません。

改正条例の施行期日は平成26年4月1日でございます。ただし、(1)(3)は

平成26年度以降の年度分の町民税または固定資産税に適用し、(2)は平成27年度以降の年度分の固定資産税について適用することとしております。

専決処分年月日は平成26年3月31日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(中村 勤君) ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なければ、お諮りします。

日程第5、報告第16号、専決処分の承認について、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、日程第5、報告第16号、専決処分の承認については、承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第6、報告第17号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 報告第17号 平成26年6月20日提出。

専決処分の承認について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成26年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

続いて、詳細については総務部長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 報告第17号、専決処分の承認について補足して説明させていただきます。

本件専決処分による条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されることに伴い、府中町国民健康保険税条例の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、町長の専決処分により本件改正条例を制定し、施行させていただいたというものでございます。

それでは、最終ページの報告第17号参考資料をごらんください。

まず、改正の趣旨でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するというものでございます。

改正事項の概要ですが、改正点は2点ございます。

1点目は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行14万円ですが、これを16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を、現行12万円を14万円に引き上げるというものでございます。

この課税限度額とは、最高税額のことでありまして、この課税限度額の引き上げにより既に課税限度額に達している人の場合、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金等課税額のそれぞれ最高で2万円の増額、計最大で4万円の引き上げになるというものでございます。直近の課税データに当てはめると、この改正により国民健康保険税全体で約650万円の増収というの見込まれるということでございます。

ちなみに、課税限度世帯の移動の見込みですが、支援金の関係ですが、被保険者、現行で約7,000世帯が加入されておりますが、そのうち約230世帯が現在最高限度額の区分になりますが、改正後は約180世帯になるという見込みでございます。

2点目は、軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、現行35万円を45万円に引き上げると

いうものでございます。

国民健康保険税におきましては、低所得者について、その世帯の被保険者数及び所得状況に応じまして、本来算定されます被保険者均等割と世帯別平等割に係る税額の7割、5割または2割を軽減するという制度がございます。このたびの改正は、そのうちの5割軽減または2割軽減についてですが、その対象世帯となるための所得の上限額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大するというものでございます。

なお、この保険料の軽減措置の拡充による本町への影響額につきましては、約2,000万円の減収になると見込んでおりますが、この法定軽減制度によります軽減額につきましては、その全額が国・県の負担金等で補填されるという仕組みになっておりますので、町の国保特別会計への直接の影響はないというものでございます。

ちなみに、直近の課税資料で算定しますと、軽減拡充対象世帯数は、医療分で今までは軽減なしでしたが、この制度改正で2割軽減に新たに対象になるというのが約370世帯、2割軽減から5割軽減のほうへ移行するという世帯が約440世帯で、合わせて810世帯がこの制度の拡充の対象になるということです。加入世帯が約7,000世帯ですので、約11%の方が制度拡充の対象の世帯になるということでございます。

改正条例の施行期日は平成26年4月1日でございます。ただし、改正後の規定は平成26年度以降の年度分に適用し、平成25年度分までは従前の例によることとしております。

専決処分の年月日は平成26年3月31日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第6、報告第17号、専決処分の承認について、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、日程第6、報告第17号、専決処分承認については、承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第7、第27号議案、平成26年度府中町一般会計補正予算(第2号)を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第27号議案 平成26年6月20日提出。

平成26年度府中町一般会計補正予算(第2号)

平成26年度府中町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,745万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億5,080万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明でございますが、企画財政部長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(中村 勤君) 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長(高石寛智君) 第27号議案、平成26年度府中町一般会計補正予算(第2号)を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

6ページをお開きください。歳入です。

款 県支出金、項 県補助金、目 民生費県補助金、安心こども基金地域子育て創生事業交付金は、歳出の民生費、保育所施設整備助成事業における補助基準額の増額に伴い、2,752万3,000円の増額補正を行うものです。対象は金剛保育園で、補正前の補助金額が1億9,338万5,000円、補正後の補助金額が2億2,090万8,000円となります。歳出補正予算に所要の事業費を計上しております。

次に、地域少子化対策強化交付金は、800万円の増額補正です。歳出補正予算に新規事業として計上している民生費、地域少子化対策強化事業の特定財源であり、地域における少子化対策の強化に資することを目的として交付されるものです。補助率は10分の10です。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、145万7,000円の増額補正です。

次に、7ページです。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、宝くじコミュニティ助成金は、540万円の増額補正です。宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティー活動等に対し財団法人自治総合センターから交付されるものです。

内訳としては、地域活動の促進として緑ヶ丘町内会に110万円、江本寺町内会に130万円、また防災用品の整備として尾首町内会自主防災会に200万円、さらに消防団活動として100万円であり、それぞれ歳出補正予算に所要の事業費を計上しております。

また、消防団員退職報償金は、町から消防団員に退職報償金を支給することに伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から同額が町に支払われるもので、237万7,000円の増額補正です。

次に、款 町債、項 町債、目 民生債、保育所施設整備事業債は、歳出の民生費、保育所施設整備助成事業における事業費の増額に伴い、270万円の増額補正を行うものです。

8ページからは歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、地域活動事業は、地域活動促進事業補助金として2町内会に240万円を補助する増額補正です。

内訳は、町内会5カ所に掲示板を設置する緑ヶ丘町内会に対するものが110万円、集会所のエアコンや冷蔵庫の更新、倉庫の設置等を行う江本寺町内会に対するものが130万円です。

次に、款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費、保育所施設整備助成事業は、民間社会福祉施設改築補助金として金剛保育園に対し3,096万3,000円を増額補助するための増額補正です。町補助金交付の積算基礎となる広島県安心子ども基金特別対策事業費補助金交付要綱の改正により補助基準額が増加したため、増額補正を行うものです。

次に、地域少子化対策強化学業の地域少子化対策支援業務委託料は、少子化対策の対象者を幅広く捉え、結婚、妊娠、出産、育児という4つの観点を切れ目なく支援していく体制を構築するもので、800万円の増額補正です。未婚の男女、妊娠を予定する夫婦、妊産婦、子育て中の夫婦等それぞれを対象としたイベントやセミナーを開催するとともに、1冊で府中町の子育て施策がわかるような子育て支援ブックを作成するものです。既存事業と合わせたきめ細かい一連の事業展開が可能となることから、子育て支援センターへの委託を予定しております。

次に、9ページです。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費、常備消防一般事務事業は、自主防災会防災用品整備事業助成金として200万円を助成する増額補正です。尾首町内会自主防災会に対し、発電機やテント、シャベル等の防災用品の整備に係る助成を行うものです。

次に、目 非常備消防費、消防団活動事業のうち消防団員退職報償金は、消防団を退職する3名の方に府中町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づき退職報償金を支給するもので、237万7,000円の増額補正です。

続いて、同事業のうち業務用備品102万1,000円は、消防団の老朽化した消火ホース27本を更新する増額補正です。

次に、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費、小学校管理運営事業は、学校事務嘱託員1名分に係る報酬及び共済費198万2,000円の増額補正です。府中小学校において、当初県費職員2名の配置基準である27以上の学級数になるものと想定し、町費嘱託員の予算措置をしておりましたが、新年度学級数は26となり、県費職員の配置が1名となりました。したがって、必要な事務職員2名を確保す

るため、嘱託員1名分の費用を増額補正するものです。

次に、10ページです。

項 中学校費、目 学校管理費、中学校管理運営事業は、学校事務嘱託員1名分に係る報酬及び共済費198万2,000円の減額補正です。府中緑ヶ丘中学校において、当初県費職員2名の配置基準である21以上の学級数には達さないものと想定し、町費嘱託員1名分の予算措置をしておりましたが、新年度学級数は21となり、県費職員が2名配置されました。したがって、必要な事務職員数2名が確保できたため、嘱託員1名分の費用を減額補正するものです。

次に、中学校維持管理事業は、施設修繕料69万6,000円の増額補正です。府中中学校の図書室や視聴覚室等において、剥落するおそれのある天井のコンクリート片を打診し、修繕するものです。昨年度末、同様の修繕を実施し、施設については使用しているところですが、定期点検の意味合いも含め、夏休み時期をめぐりに再度実施するものです。

次に、戻っていただきまして、3ページの地方債補正です。

地方債の変更としまして、歳入の町債で説明いたしましたとおり、保育所施設整備助成事業について、限度額1,930万円から2,200万円に270万円増額するものです。起債の方法、利率、償還の方法についての変更はありません。

以上が平成26年度府中町一般会計補正予算（第2号）の補足説明です。よろしくお願いたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。歳入歳出を一括で行いたいと思います。ページ数が少しありますので、ページ数をまずおっしゃって質疑を行ってください。

質疑ございますか。

8番西議員、何ページ。

○8番（西 友幸君） すみません、6ページですね。金剛保育所さんの安心こども基金地域子育て創生事業なんです。2億7,523万円ですか。これ、どんな事業に使われる、どんな事業をやられるのか、わかればそこら辺のところをちょっと。

それと、これちょっと後、次のページで出てくるんですが、保育所整備事業に3,096万3,000円ですかね。集中してちょっと金剛保育所さんに3億円ちょっといっとるんですが、どういう創生事業を行われるかをちょっとわかれば教えてく

ださい。

○議長（中村 勤君） 答弁。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 金剛保育所の建てかえに対する補助金を町が補助をいたします。この補助金につきましては、県の安心こども基金地域子育て創生事業交付金の対象となっております。県の補助率が3分の2、町の補助率が12分の1となっております。

以上です。

○議長（中村 勤君） よろしいでしょうか。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 今、3分の2と12分の1言われましたよね。県が3分の2と町が12分の1です。その差額は本人が出されるということですかね。

○議長（中村 勤君） 答弁。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 事業者負担となります。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） どこでもいいんじゃないけど、8ページの一般管理費の地域活動促進事業補助金というのがありますよね。看板を立てます。エアコンをつけます。町内会に全部使っとるんよね。町内会じゃないところのお金は出んの。例えば、私らのような婦人会に必要なもんがあるんじゃないけど、そういうところで使うというわけにいかないのか、町内会にこの活動補助金というのは出とるんか、その辺がちょっとようわからないので、活動しとるところへ使ってもいいんだったら、そういうようなのをちょっと言ってもらって、申請を出したら使えますよというのがあるんなら、それをちゃんと言うてもらいたんじゃないけど、全部町内会のもんじゃないと使えないのか、それ1点ね。

それから、今度は今の退職金よね、消防団の。退職報償金っていうのね。これ3名分って言われたんじゃないけど、1人が例えば幾ら、例えば80万円とかそういうふうな、どういうんか、年数が長かったら大体このぐらいとかいうのがわかれば、もうちょっ

と親切に。消防団員なろうかないう人がおるんじゃないけど、それも退職金がよかったら消防団員になるかもわからん、退職金が少なかったらならんかもわからんでね。じゃけ、その辺は詳しく、地域に私らが持って行って言えるようにしてもらいたい。

それから、今度は子育て支援のものもあったよね。子育て支援に委託、子育て支援センターへ委託をするというのがありましたが、今は子育て支援センターで毎日、前にも言ったと思うんですが、毎日行けるような施設が欲しいそうです。例えば、ひかりなんかだったら木曜日だけとか、それから今度南交流センターだったら何曜日だけとか、子育てをしよる人たちが小さいのを連れて、1歳とか3歳の子供を連れて毎日そこに行ったらできる、子育て支援センターがあるというようなのが欲しいという要望があるんですが、例えばダイヤモンドシティソレイユの中に、広島市はやってるんよ、そういう大きなスーパーのようなところを借りて、そこに買い物に来たら置いとかれるし、何があってもそこに行ったら子育て真っ最中の人たちが来れるというような施設をつくっとるんだけど、こういうようなのを利用して、いつかそういうことを考えてもらいたいと思うんじゃないけど、そのような考え方は持ってるか、持ってないか。

以上、よろしく。

○議長（中村 勤君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 先ほどの地域活動促進事業の件でございますが、町内会とかいうもんしか使えないんかということでございます。この件につきましては、地域に密着したコミュニティ活動を行う団体に対して補助が交付がされるというものでございます。したがって、町内会とかいうのが対象になるわけなんですけど、特定の目的の団体、例えばPTAとか体育協会とか、そういうんは対象外となります。したがって、もし御相談があるようでありましたら、県を通じて自治総合センターのほうへ問い合わせたいと思いますので、御相談をいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 消防長。

○消防長（中川和幸君） 消防団員の退職報償金のことについてお答えいたします。

この退職報償金の支給額は、やめられたときの階級と、それからそのときの勤務年数ですね、これによって変わってきております。ちなみに、今回は3名の方で一番多い方は副団長さんで、30年以上勤務されておりましたので90万9,000円と、

それからあとの二方は階級が部長及び班長で、これは同じところになるんですけど、この方も両名とも30年以上勤められておりますので、73万4,000円それぞれというふうになっております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） 地域少子化対策強化事業直接の御質問ではなく、今頑張ってくれております子育て支援センターの事業の拡大というような意味合いでの御質問であろうかと思えます。今、町内に北部と南部、ひかりと若竹に設置をして大変頑張っていていただいております。これに近いといいますか、子育て中のお父さん、お母さんが集う場所として、南では児童センターが同じようによく利用されております。北部にも同様な類似した施設ができる計画もございますし、御意見が活かせるような施設として運営方法については考えてまいりたいと思えます。

それから、商業施設でというようなお話もございましたが、今具体的に計画は持ち合わせておりませんが、いい事例がございましたら勉強してみたいと思っております。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 今回の町内会の件ですが、町内会だけじゃなくて、例えば地域に密着したことをやってる団体だったら申請を出したら通るかもわからんから、自治振興課のほうへ話をしに行ってみようかという答えじゃったん。それ、わからん。確認してみるいうて言うてんじゃけど。大体はっきりせにゃいかんわね。今までこれ皆町内会へ、町内会、町内会、町内会いうてやりよったけど、町内会にはちゃんと補助金も出とるし、それなりに町内会は自分たちで活動資金を持っとってよ。そこからやってもらえばいいのであって、全部何でもかんでも町内会が、それじゃったら70近い町内会があるんじゃから、平均してどの町内会が、全部が、どこの町内会も使えるようにしたらいいんじゃない。

聞くとところによると、100万円以上の事業じゃないけど使ういうことを出さんと出んいう話やったよ。ほかのところによると、50万円では遊びが欲しいとかね。うち方のほうも人数が少ないけんね、50万円ぐらいしか要らんわね、遊び買ういうても。そしたら100万円以上使わんのじゃけ、だめいうのもおかしかろうがね。じゃけ、基本がどうなっとるんかいうのがわからん。だから、町内会でしか使えんのん

か言うたら、そうでもないような返事をするんじゃないけど、その辺をはっきり町内会だけではありませんと、コミュニティで活動しよところが申請をされたら使えるようになるんじゃないかと思います。この辺は確認をとってきますということじゃから、ちゃんと確認をとって言うてください。そして、もしそれがこういうことで使えるというのがわかったら、もっとたくさんの方が利用できるようにPRせにゃいかんわね。町内会でも、今言うように50万円とか30万円しか要らない町内会もあるわけよ。それが100万円以上ないと使えんいうのもおかしい話よ。その辺はどうしてそういうようなことになるのか。大きな町内会じゃないと使えんようなことになつとろうがね。人数がうちらみたいに小さかったら、要らんのじゃけ、そがいに。うち方なんかあんた集会所がないんじゃけ、エアコンも欲しいが、あれ要りやせんでしょうが。ああな町内会やないから、不公平なよ、同じように出してもらうんだったら。その辺はどういうんか、行政がやることは不公平にならんようにもとを先に考えて、不公平にこういうなことしたらなるんじゃないか思うたら、もうちょっと幅広くいろんなことを考えて出すべきだとうちは、私は思うんですが、その辺の考え方をちゃんと聞かせてもらいたい。今の自治振興課へ行ってどういう答弁が来るんか、それはいつ行っていつ教えてくれるんか、その辺もはっきりよろしく。

○議長（中村 勤君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） この宝くじのコミュニティ助成金につきましては、一応コミュニティ助成の事業実施要綱等に基づいてやられとるもんでございます。ただ、いろいろな事案等がございますので、そこらは財団法人の自治振興センター、自治総合センターですか、そちらのほうへ確認をさせていただいて、随時紹介をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ほかにありませんか。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 8ページの地域少子化対策強化事業です。先ほど幅広くということで、結婚から育児、また子育て支援ブック、支援センターのほうにということでしたけども、結婚すると子供ができるというのは、当然皆さん考えておられますけども、以前にも質問させていただきました。不育症、不妊症、そういったこともあわ

せて強化事業の中に組み込んでいただきたい。

そして、子育て支援ブックですけれども、これは地域の有志の方が行われた医療機関に対する支援ブック、それから今後、公園マップについての支援ブック、この支援ブックのことでしょうか。もしこのことであれば、ちょっと部数が足りないとかっていう問題も出ておりますので、その辺の部数の関係もお知らせください。

○議長（中村 勤君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子） ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目のところなんですけれども、不妊症の治療とかそういったところを入れていってほしいということがあるんですが、その点につきましては今回事業を4事業するんですけれども、妊婦、産婦、またこれから妊娠される方へというセミナーも準備しておりますので、そちらのメニューのほうで考えていかせていただきたいと思っております。

2点目の今ボランティアでされている医療マップと公園マップ等の関係なんですけど、そちらのほうは有志の方が別の補助金をいただいてされているというふうには聞いております。こちらで今考えておりますマイブックというか、こちらの事業のほうなんですけれども、こちらは結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない情報供給を目的に、町民さんが手元において常に新しい情報を差しかえることができるように、製本しないでファイル形式の子育てブック、加除式で情報更新ができる子育てブックを考えております。また、今、先ほどボランティアの方がされたような医療マップとか公園マップ等も入れられるような、ファイリングができるようなファイルを考えておりますので、各施設のそういったファイル等も一緒に備えておいて、自分自身、それぞれの町民の皆さんが自分に合った子育てブックとしてそばに置いておけるようなものを目指しております。

ですので、直接、部数が足りないということに関しましては、こちらの今、今回の補助金が既存の事業に対して使えないものですので、この補助金の中で部数を補うということはできないんですけれども、内容等については、私たちが新たにつくる本のほうにも盛り込みながら部数を補う形でできたらいいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、次に3ページの第2表、地方債補正について質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第7、第27号議案、平成26年度府中町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、第27号議案、平成26年度府中町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

子育て支援課長にお願いしておきますが、マイクをもう少し上に上げてしゃべってください。答弁をしてください。聞き取りにくくて、皆さんどうだったか知りませんが、私はほとんど聞き取れませんでした。マイクを上げてしゃべってください。お願いしておきます。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第8、第28号議案、府中町税条例等の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第28号議案 平成26年6月20日提出。

府中町税条例等の一部改正について。

府中町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町

税条例等の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は総務部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） それでは、第28号議案、府中町税条例等の一部改正についてを補足して説明させていただきます。

議案書の最終ページ、第28号議案参考資料をごらんください。

まず、改正の趣旨ですが、提案理由と同じですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例等の一部を改正するというものでございます。

次に、主な改正事項の概要ですが、町民税の関係で1点、軽自動車税の関係で2点、固定資産税の関係で1点、計4点でございます。

まず、第1点目は地方法人税の創設に対応し、法人町民税の法人税割の税率を14.7%から12.1%に、中小法人等、この中小法人等といいますのは、資本金が1億円以下で法人税額が年240万円以下の法人に当たりますが、この中小法人に係る法人税割の税率を12.3%から9.7%にそれぞれ引き下げるというものでございます。それぞれマイナス幅は2.6%となります。

今回の税制改正、平成26年税制改正におきまして地方消費税の引き上げに関して、この地方消費税の引き上げの内容ですが、消費税の3%の引き上げが行われましたが、このうち地方消費税分の引き上げは0.7%となっております。この地方消費税の0.7%の引き上げによりまして、地方交付税の不交付団体、交付されてない団体は、財政超過額が拡大するということとなります。引き上げ分全てが実質の増収となりますが、地方交付税の交付団体のほうは、この地方消費税の引き上げ分は基準財政収入額に100%算入されるということとなっておりますから、地方交付税については減額ということになりまして、実質の収入は変わらないということになります。

つまり、地方消費税の引き上げにより地方交付税交付団体と不交付団体の財政力格差が拡大するということから、地方団体間の税源偏在性の是正と財政力格差の縮小の観点により、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引き下げ分に相当する新たな国税、地方法人税が創設されたということでございます。

地方法人税は、今回引き下げた法人町民税の引き下げ分、都道府県が5%から3.2%に1.8%、市町村分が先ほど言いました2.6%引き下げですから、合わせて4.4%の引き下げになりますけど、この引き下げ分全額を地方法人税ということで、国の交付税特別会計のほうに直接繰り入れるということとなっております。そして、地方交付税の原資として活用し、最終的には全国地方自治体のほうに配分するというものになります。不交付団体の減収分、普通交付税の不交付団体の減収分が新たに地方財政計画に歳出として計上されることになり、地方団体全体で活用できるということになります。

具体的な算定方法、配分方法については現在のところ未定ですが、実際には地方法人税の実収入が始まる平成27年度以降にそういった措置がされるということになります。

なお、この改正は、地方団体の法人町民税法人税割額の税率を引き下げ、その引き下げ分全額を国税たる地方法人税とし、地方交付税の原資として活用するというものでありますので、法人自身の税負担そのものを軽減させるというものではございません。法人の税負担は変わらないと。今まで地方団体のほうに納税しよったのを国税のほうへ振りかえて、それで国税はそれを交付税ということでまた全国へ振り分けるというものでございます。

ちなみに、本町の法人町民税引き下げに係る影響額の試算でございしますが、平成25年度の法人税割収入が約3億6,000万円でございました。これを基本に平年度ベース、平成28年度以降が平年度ベースになりますが、その影響額は約6,350万円のマイナスとなるということでございます。

この法人町民税の税率引き上げに対する財源措置ですが、現在のところ全てがまだ明らかにはされておりませんが、特別な措置がないという前提ならば、標準税率分の約75%は基準財政収入額の減額となり、その減額分につきましては地方交付税で措置されるということになりますが、残りの25%相当額については措置されないと、その分はマイナスになるということにもなり得るということでございます。

続きまして、2点目は自動車税との格差を因るため、軽自動車税の税率を引き上げるというものでございます。

内容につきましては、税額比較表のほうをごらんください。

まず、下段の原動機付自転車及び2輪車、これ町内平成26年度の実績で言うと、

8, 590台の登録がございます。この原動機付自転車及び2輪車でございますが、平成27年度分からごらんのように最低税額2,000円としまして、約1.5倍に引き上げるといふものでございます。50cc以下、これ現在5,831台登録されておりますが、これが現行1,000円、50cc超えて90cc以下、これが298台登録されておりますが、これが現行1,200円ですが、これらとともに2,000円に改正するほか、そのほかはおおむね1.5倍、50%の引き上げとなっております。

続きまして、上段、3輪以上の軽自動車、これが平成26年度で町内で7,820台の登録がございますが、これにつきましては改正後の欄が3段階となっておりますが、基本的には中央の欄の税額が新たな税額となります。その引き上げ率ですが、登録車種の大半を占めます4輪以上の自家用乗用車、現行7,200円のところですが、町内で登録が6,558台ありますが、ここは1.5倍になります。それ以外については約1.25倍の引き上げとなっております。

改正後の税額の適用は、それぞれの中央の欄に記載しておりますように、平成27年4月1日以降に車両番号の指定を受けたもの、つまり平成27年4月1日以後に購入した新車から適用するという事としております。したがって、平成27年3月31日以前に車両番号の指定を受けたものについては、改正後の欄の左側に記しておりますように、現行の税額で据え置くということとしております。

3点目は、車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の税率を引き上げる規定を追加するというものでございます。

この改正は、排気ガス及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス及び燃費性能に応じ、税率を軽減、軽課し、反対に新車登録年数から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を重く、重課するというグリーン税制の考えによるものでございます。引き上げ率は、それぞれの車種の1.2倍、約20%の重課となっております。

ちなみに、現在所有されている軽自動車は、その軽自動車の新車登録後13年までは現行税額で据え置かれるということですが、13年を経過した後は、一番右側の指定後13年経過後の欄が適用されるということになります。

この軽自動車税改正の本町の影響額ですが、平成26年度、本年度の収入見込み額は、軽自動車税全体で約6,300万円の見込みですが、平成27年度は3輪以上の

軽自動車の改正分の適用は、平成27年4月1日の新規登録分だけに限られるということですから、ほぼ原動機付自転車及び2輪車の改正分の影響だけですので、平成27年度は約900万円増の約7,200万円と見込んでおります。平成28年度につきましては、3輪以上の軽自動車の新車登録を年間約920台、また20%重課の車両が約300台あるということで見込むと、約7,700万円の収入になりまして、平成26年度の比較で言うと約1,400万円の増収になるということでございます。

続きまして、第4点目です。固定資産税の関係で償却資産の関係になりますが、地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例の追加の規定が追加されたことに伴いまして、規定を追加するというものでございます。

この地域決定型地方税制特例措置、これをいわゆるわがまち特例と言っておりますが、これは自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするという観点から、これまで国が一律に定めていた内容を地方公共団体が地方税法の定める範囲内で自主的に判断し、条例で定めることができるようにする仕組みのことをいいます。平成24年度の税制改正により導入されたもので、現在本町では下水道の除害施設に係る固定資産税の課税標準に対する特例というのを設けております。

今回、わがまち特例として追加するのが、公害防止用設備、それと浸水防止用設備及びノンフロン製品に係る特例を導入するというものでございます。公害防止用設備に対する特例につきましては、従来地方税法により国一律の特例割合となっておりますが、このたび適用期限を2年間延長した上でわがまち特例に移行するというものでございます。

それぞれの特例率につきましては、国が参酌基準を示した上で各市町村が条例で定める割合の範囲を示しておりますが、本改正案におきましては、いずれもその率は国の参酌基準の割合を採用しております。

公害防止施設のうち、汚水または廃液処理施設は課税標準を3分の1に減額、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設と土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設につきましては2分の1に、浸水防止用設備であります地下街等の止水板、防水扉、排水ポンプなどは3分の2に、フロン類を使用しない業務用冷凍冷蔵機器等につきましては4分の3に、それぞれ償却資産に係る固定資産税の課税標準額を減額する特例措置を講ずるというものでございます。

ちなみに、町内にはその特例の対象となります大気汚染防止関連施設を設置されて

いる事業所がございます。

最後に、この改正条例の施行期日でございますが、2の(4)わがまち特例に係る改正条例の施行期日は公布の日でございます。ただし、平成26年4月1日以降に取得されたものに対して課すべき平成27年度以降の固定資産税について適用するということとしております。

次に2の(1)法人町民税の税率の引き下げに係る改正条例の施行期日は、平成26年10月1日でございます。ただし、平成26年10月1日以降に開始する事業年度分及び連結事業年度分の法人町民税について適用することとしております。

次に、2の(2)軽自動車税の税率引き上げに係る改正条例の施行期日は、平成27年4月1日でございます。ただし、平成27年度以降の年度分の軽自動車税について適用することとしております。

また、3輪以上の軽自動車税については、平成27年4月1日以後に車両番号の指定を受けたものについて適用することとしております。

次に、2の(3)13年経過した3輪以上の軽自動車に対する重課に係る改正条例の施行期日は、平成28年4月1日でございます。ただし、平成28年度以降の年度分の軽自動車税について適用するものとしております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(中村 勤君) ただいまの説明に対し質疑を行います。

8番西議員。

○8番(西 友幸君) 普通車の自動車税ですね。平成27年度以前はそのままで据え置くと確におっしゃったと思うんですが、車検なんか受けて、次の車検ですね、ああいった場合も平成27年度に車検受けていってもずっと据え置くわけですか。そこらをちょっと。ちょっと駆け足で固定資産税から自動車税から土壌汚染からいろいろ言われて、ようわからなかった。

○議長(中村 勤君) 答弁。

総務部長。

○総務部長(寺尾光司君) すみません。ちょっと早口でたくさんのことを一遍に言いまして申しわけありません。

軽自動車税につきましては……

(発言する者あり)

○総務部長（寺尾光司君） いや、町ですから軽自動車税になります。普通車については県税。軽自動車のこと。

（発言する者あり）

○総務部長（寺尾光司君） 先ほど説明いたしましたのは軽自動車税のほうで、平成27年の4月1日以降新車で登録された場合は、税率が1.25倍やったかな、に引き上げるということでございます。それと、現在所有されている軽自動車については現行の税額を据え置くということになりますが、ただ新車登録後13年を経過すると、一番左側の欄、20%増額した税額が適用されるということになりまして、基本的には町税条例ですから、対象となる車については軽自動車の対象になるということでございます。

○議長（中村 勤君） ほかにございませんか。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 1つは、28号議案参考資料というところに、法人町民税の法人税割の税率を14.7%から下げる。もう一つの1段下には、中小法人等に係るものは12.3%から9.7%。双方2.6%ですか、下げるということになるんですが、これの対象法人数、2つに分けてありますね。一番最初に先ほどの説明の中では、資本金1億円いうことでちょっと基準に触れられたような気がするんだけど、1億円で2つに分けてるというふうを考えるのか、基準がなってるのかということと、対象法人、2つに分けている上のほう、下のほう、法人数、数を知りたいということが1点です。

もう一つは、これの影響が税収として3億6,000万円、恐らくこれは平成25年度だと思っただけども、法人町民税が3億6,000万円あったんだけど、これを適用すると6,350万円ほど減収になるんだけど、それは国のほうがいわば調整するっていうんですか、いうふうにお聞きしたんだけど、そういう理解でいいかどうかという以上2点です。

○議長（中村 勤君） 答弁。答弁は簡潔にひとつよろしく願いいたします。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 法人町民税の関係ですが、対象となる企業の考え方として、基本的には町条例の定め方は、基本的には14.7%を適用しますよという規定になっております。ただし、中小法人については12.3%というふうに、基本は

14. 7%ですけど、中小についてはちょっと配慮しましょうという定め方をしております。そして、今回の法律の改正は、全体で両方とも2.6%下げるというものでございます。

それで、対象となる法人数ですが、平成25年度の状況で言いますと、ほぼ中小法人のほうは200、大企業のほうも200と、約400社が法人町民税の法人税割を納税されている事業所ということになります。

それと、約6,350万円の減額についての財政措置ですが、先ほどちょっと説明で難しい言い方をしたんですけど、基本的に国全体の考え方で言いますと、交付団体と不交付団体というのがありまして、今回地方消費税が導入されるということによりまして、これまで交付税を受けてない団体はそれだけ純増でプラスになります。地方消費税というのは、今回3%のうち0.7%がその地方消費税に該当しますけれど、これについてはそれぞれ団体の人口と従業者数の割合によって全国に配分するというものですので、これについてはそれぞれの団体について配分されるんですが、交付税の交付団体につきましては、それは収入として基準財政収入額でカウントされますから、その分ふえたとしても100%入ってくる分、それに見合って、財源不足として見られていたので交付税として交付されていたんですが、それが交付税としてその分地方消費税で入るからということで入らなくなるということで、交付団体で言えば、ほぼ財源的にはメリットは出てこないんですけど、反対に不交付団体のほうはその分が丸々ふえてくるという地方間での財源のアンバランスというのが生じるということがありまして、今回この法人町民税のほうで国が制度を一部手を入れたと、その分不交付団体のほうは地方消費税分が純増になりますから、その分について反対に法人町民税のほうを減額しようというのがどうも国のそういった財源バランスのとり方であったということでございます。

現在、府中町は交付団体でございますから、実際に言うと地方消費税でふえたものについては交付税がカットされるという状況になります。なおかつ、今回法人町民税自体も今回6,300万円減額になりますので、この部分の措置も基本的にはまだ詳細はわかってないんですけど、今のルールで言えば75%分が交付税で措置されるということになるということで、残り先ほど言いました約1,500万円ぐらいになると思うんですけど、その分についてはちょっとまだ国がどういう手当をするかというのが、まだ見通しが立ってないという状況になります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第8、第28号議案、府中町税条例等の一部改正について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第8、第28号議案、府中町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） ここでまだ7問か8問ありますので、休憩いたしましょうか。

それでは、休憩いたしましょう。再開は20分、2時20分再開といたします。休憩。

（休憩 午後 2時07分）

（再開 午後 2時20分）

○議長（中村 勤君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第9、第29号議案、府中町火災予防条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第29号議案 平成26年6月20日提出。

府中町火災予防条例の一部改正について。

府中町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、消防法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、府

中町火災予防条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、消防長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

消防長。

○消防長（中川和幸君） 第29号議案、府中町火災予防条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

第29号議案参考資料をごらんください。

今回の改正は、平成25年8月に京都府で発生した福知山市花火大会の火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものです。

対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備を行い、屋外における催し物の防火管理体制の構築を図り、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成等を義務づけるものでございます。

それでは、主な改正事項の概要を説明いたします。

（1）として、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで火を使用する器具等を使用する場合には、消火器の準備をすることを義務づけるものでございます。

この多数の者の集合する催しとは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しをいいます。

（2）ですが、消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しで、大規模な催しとして指定し、（3）になりますが、この指定催しを主催する者は、防火担当者を定めて火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、消防長に提出するとともに、当該計画に基づく業務を行わせることをするものでございます。

この指定催しに指定する要件としましては、露店等の数が100店舗を超える催しとしております。

（4）です。火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出を要する行為に、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して火を使用する器具等を使用する露店等を開設する場合を追加するものでございます。

(5)は、(3)の火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対して30万円以下の罰金を科すことを定めるとともに、(6)では、法人等の業務に関してこの違反行為をしたときは、行為者のみならず、その法人等の代表者等も処罰の対象となるものでございます。

この条例の施行日は平成26年8月1日としております。ただし、条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、指定催しに関する規定は適用しないものとするとしております。

ちなみに、当町で開催されます祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での大規模な催しで、消防長が指定する指定催しに該当する催しはございません。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） ちょっと例示で申しわけないんですが、参考資料の2の(1)になろうかと思いますが、例えば町内会あたりで私のところは餅をついたりするんですよ、お餅を。これは台所で蒸したものを外へ石臼を持ってきてそこでつくんですが、これはこれに該当するということでよろしいんですかね。

○議長（中村 勤君） 答弁。

予防課長。

○予防課長（新宅和彦君） 10番慶徳議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど町内会で行う行事であります、この指定催しの適用除外で、面識のある方の集まる催しにあっては対象外となっております。ただ、そうでない分、例えば公民館であるふれあい公民館祭りとか他の方が来られる分は対象となると考えております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） すみません。ちょっとこの前聞き行ったんですよ。プロパンと都市ガスですね。プロパンの場合は常備備蓄しておくので、危険度というのはかなり

あるんじゃないかと思うんですよね、都市ガスと違って。集合住宅なんか特に。その点について、説明には町内会長のほう行かれたらしいんですが、私にはちょっと全然連絡ないもんで、プロパンガスの備蓄と、大きなところのですね、都市ガス、そういった関連はどのように考えられとるんですかね。いや、危険ないうんでプロパンをずっとこう大きいところに、今の防災の関係で。ちょっとこの前マンションの件で行ったやないですか。できればちょっと答弁お願いします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

消防長。

○消防長（中川和幸君） このプロパンと都市ガスの違いとといいますか、危険性の違いと言われますと、ちょっとこの件とあれなんですけど、ちょっとこれは答え……

（西議員「集合住宅、大きい。それがプロパンですよ」と呼ぶ）

確かに、この前の件で言いますと、共同住宅に都市ガスではなくてプロパンのバルク貯槽を置かれるという意味合いだったんですが、調べたところ、それなりのコンクリート壁で囲んだ中にバルク貯槽を貯蔵するということなので、安全性については考慮されておるといふふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

13番力山議員。

○13番（力山 彰君） ちょっと聞き漏らしたんでごめんさない。これは不特定多数の集まる祭りが対象として露店が100以上ですか。100以上。そうしますと、かっぽ祭りは、あれ何社ぐらいあるんですかね。露店だけじゃないから、露店だけで言わないのかもわからんけども、結構あるような気がしたんですが。

○議長（中村 勤君） 予防課長、答弁。

○予防課長（新宅和彦君） 13番力山議員の御質問にお答えします。

昨年度のかっぽ祭り、現地調査行ったんですが、そのときの露店数なんですけど、12露店と申しますと、ごめんなさい、62露店です。62露店と申しましても、火気を使ってないのも計測してますので、全ての出店で62でしたということです。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 13番力山議員。

○13番（力山 彰君） 今のところちょっともう少し聞きたいんですが、火気を扱う露店が100以上集まったら対象になるというふうに考えてよろしいんですね。火気を扱う露店と。

○議長（中村 勤君） 答弁。

予防課長。

○予防課長（新宅和彦君） 先ほどのまた質問なんですけど、露店の数を換算するときには、火気使う、使わない、関係ありません。全ての露店を合算して100を超えるものです。100以上じゃなくて、100を超えるものが大規模な催し物として指定されるものです。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ほかにありますか。

5番山口議員。

○5番（山口晃司君） 去年かっぱ祭りに議会報と一緒に取材に行かせていただいて、大体の露店が消火器用意されてたんですけど、それが今回のことで基準がやわらかくなる、用意しなくてよくなるってことですか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

予防課長。

○予防課長（新宅和彦君） 5番山口議員の御質問にお答えします。

昨年度一緒に行っていたんですけど、そのときはまだ義務されてない、義務化されてなかったんですけど、福知山市の火災を捉えて今の露店協会のほうが、組合のほうが、指示的に任意的にもう備えつけてください、消防が指導する前にもう組合のほうから設置していただきという何かお達しが出とったみたいで、皆さんも準備されてたのが実情です。

今回の法令改正に伴ってゆるくなるんじゃなくて厳しく、今まではコンロとかを使う露店にあって消火器の準備は必要なかったんですけど、義務化されたんで、今度は必要になったわけです。全ての露店に消火器は準備されとかにゃいけなくなったということです。よろしいですかね、今の。

○議長（中村 勤君） 消防長。

○消防長（中川和幸君） ちょっとつけ加えさせていただきます。100店舗というのは、あくまで消防長が指定する大きな催しの指定催しのことで、消火器は多数の集合

するこういう催し物に出る露店については、火気使用があれば要ります。

○議長（中村 勤君） 5番山口議員。

○5番（山口晃司君） じゃあ済みません、教えていただきたいんですが、府中町の催し物でこれが適用されるイベントっていうのは何がありますか。

○議長（中村 勤君） 消防長、答弁。

○消防長（中川和幸君） 消防長が指定する指定催しは府中町では今のところはありません。ただし、消火器が必要なものはあります。ほとんどの催しが必要と思います。以上です。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第9、第29号議案、府中町火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9、第29号議案、府中町火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第10、第30号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第30号議案 平成26年6月20日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により議会の議決

を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細についての説明は、建設部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 第30号議案、工事請負契約の締結について補足説明いたします。

工事名、関連公共下水道26-3築造工事。

工事場所、府中町みくまり三丁目。契約金額4,435万5,600円。契約相手方、株式会社中村基礎府中営業所でございます。仮契約は平成26年5月27日。工期は議決があった日の翌日から平成27年3月13日まででございます。

工事概要につきましては、第30-1号議案参考資料により御説明いたします。

今回の工事は、昨年度に引き続きまして砂原第2処理分区の污水管の整備促進を図るものでございます。

工事場所はみくまり三丁目の区域で、町道大須上岡田線、町道みくまり5号線及び4号線の一部区間内でございます。赤色で着色しています箇所は、管径200ミリで、工事延長217.6メートルを開削工法で施工いたします。青色で着色しています箇所は、管径200ミリで、工事延長48.5メートルを推進工法で施工いたします。土かぶりでございますが、開削工法の区間は平均1.27メートル程度、推進工法の区間は平均3.34メートル程度の計画でマンホールを25カ所設置するものでございます。

工事完了に伴う供用開始面積は、約1.2ヘクタールを予定しております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第10、第30号議案、工事請負契約の締結について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第10、第30号議案、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第11、第31号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第31号議案 平成26年6月20日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

引き続き、詳細の説明は建設部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 第31号議案、工事請負契約の締結について補足説明いたします。

第31号議案参考資料をごらんください。

工事名、関連公共下水道26-7築造工事。

工事場所、府中町山田一丁目。契約金額6,030万7,200円。契約相手方、株式会社中村基礎府中営業所でございます。仮契約は平成26年5月27日。工期は、議決のあった日の翌日から平成27年2月27日まででございます。

工事概要につきましては、第31-1号議案参考資料により御説明いたします。

今回の工事は、昨年度に引き続きまして砂原第2処理分区の污水管の整備促進を図るものでございます。

工事場所は、山田一丁目の区域で、町道山田2号線、1号線及び町道山田6号線の一部区間内でございます。赤色で着色しています箇所は、管径200ミリで、工事延長201.2メートルを開削工法で施工いたします。青色で着色しています箇所は、管径200ミリで、工事延長142.5メートルを推進工法で施工をいたします。また、黄色で着色しています箇所は、管径150ミリで、工事延長90メートルを河川内への露出配管による取りつけ管として施工いたします。土かぶりでございますが、開削工法の区間は平均1.45メートル程度、推進工法の区間は平均3.81メートル程度の計画で、マンホールを18カ所設置いたします。

工事完了に伴う供用開始面積は、約1.3ヘクタールを予定をしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第11、第31号議案、工事請負契約の締結について、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第11、第31号議案、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第12、第32号議案、業務委託契約の締結についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第32号議案 平成26年6月20日提出。

業務委託契約の締結について。

次の業務を委託する契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細についての説明は消防長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

消防長。

○消防長（中川和幸君） 第32号議案、業務委託契約の締結について補足説明させていただきます。

契約の概要でございますが、業務名は広島都市圏消防救急デジタル無線装置等整備業務でございます。

この業務の内容ですが、当町消防本部が現在使用している消防救急無線は、アナログ波無線を使用しております。ところが、平成15年10月に電波法関係審査基準の一部が改正され、現行のアナログ波無線の使用期間は平成28年5月31日までとなっています。したがって、平成27年度末までに消防救急無線の全てをデジタル信号による無線システムに新しく整備しなくてはならなくなりました。

この基準の一部改正が行われた背景には、携帯電話等を初めとする新たな電波利用が急激に増加し、周波数に不足が生じてきているため、このような状況に対応する

ため、周波数帯域の幅が狭いデジタル方式を使用することにより、アナログ方式に比べ2倍以上の周波数が使えることとなるからです。

また、デジタル方式にすることにより通話内容の秘匿性が保たれ、同時会話機能もあり、県内調整本部、これは県庁のことですが、との交信や文字や映像などのデータ通信も可能となることから、通信の高度化が図ることができます。

しかし、アナログ無線をデジタル無線に変えることは、今まで使用している無線機やアンテナ等は一切使えなくなるということで、新たに一から無線機や電波を飛ばしたり受けたりする基地局というものをつくらなければなりません。デジタル無線では音声を変換して電波に乗せて送り、受けた側はまた信号を音声に変えなければならないので、機器や装置が複雑化し、金額的にも高額となります。さきに説明しましたとおり、デジタル無線のメリットはさまざまですが、整備費用が高いというデメリットもございます。したがって、府中町が単独でこの事業を行うと、基地局やアンテナ塔の新設、発信・受信関係機器の製作、新システムの構築、運用を継続するための経費等々数々の費用がかさみ、おおむね事業総額が3億円を超える大きな事業となってしまいます。

そこで、当町と同じ事情を抱える広島市周辺の消防本部である大竹市、廿日市市、江田島市と当町が既に基地局としての電波塔を各所に所有している広島市と共同してデジタル無線化をすると、かかる事業費が低廉化するということになりますので、共同整備するための包括協定を平成24年3月に締結しております。

この共同事業は、平成24年度に基本設計、平成25年度に実施設計を経て、いよいよ今年度と来年度で機器の作製、設置に入ることとなり、この委託金額が1億1,501万3,741円でございます。受託者は、広島市中区国泰寺町一丁目6番34号の広島市で、代表者、広島市長松井一實でございます。去る平成26年6月5日に、広島市と広島都市圏域消防救急デジタル無線装置等整備業務に関する仮契約を締結しております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なければ、お諮りいたします。

日程第12、第32号議案、業務委託契約の締結について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、日程第12、第32号議案、業務委託契約の締結については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第13、第33号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第33号議案 平成26年6月20日提出。

財産の取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第25号)第3条の規定により次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく条例で定める財産の取得をするためでございます。

引き続き、消防長が詳細について説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長(中村 勤君) 補足説明。

消防長。

○消防長(中川和幸君) 第33号議案、財産の取得について補足説明させていただきます。

説明に入ります前に、参考資料に誤りがありましたので、恐れ入りますが訂正させ

ていただきたいと思ひます。

第33号議案参考資料の1、契約の概要というところをごらんください。

表がありますが、表の上から4行目、購入金額の欄でございます。括弧書きで消費税額を記しております。これが285万6,000円となっておりますが、これは誤りで、正しくは281万6,000円ですので、訂正していただきますようお願いいたします。

それでは、改めて第33号議案参考資料をごらんください。

財産取得契約の概要ですが、このたびの消防団が運用する消防ポンプ自動車3台の購入整備は、昭和62年3月に整備した消防ポンプ自動車を更新するものでございます。

現在運用している消防団の消防ポンプ自動車は、27年間の長きにわたり消防団活動に使用してまいりましたが、近年は経年劣化による故障が目立つようになり、そのたびに厳しい予算をやりくりしながら修理をし、維持してまいりました。しかし、最近ではエンジンや足回りだけでなく、ポンプ周りの故障も出てきており、消防ポンプ自動車の命とも言える放水機能の維持が困難となりつつあります。

そこで、緊急防災減災事業債を財源として活用し、中型消防ポンプ自動車、タイプとしてCD-Iというタイプでございますが、これを3台を新たに購入して整備するものでございます。

この財産取得に関する仮契約の概要については、参考資料の1に記載のとおり指名競争入札の結果、3,855万6,000円で広島市中区舟入南三丁目13番3号の株式会社三葉ポンプと決定し、本年5月28日に仮契約を完了しております。

なお、納入期限につきましては、本年12月31日としております。

取得財産の明細について、購入する消防車の種別、性能、仕様、装備品等は参考資料の2に記載のとおりとなっており、次の次のページに購入する消防車のイメージ写真を掲載しております。

さきの東日本大震災を契機として、国も消防団の充実強化に力を入れており、消防団を中核とした地域防災力の充実強化対策を打ち出して、昨年12月にはこれに関する法律も施行されております。したがって、このたびの消防団車両の更新整備をすることにより、府中町消防団の充実強化につながり、安心・安全を守ろう、地域防災力の向上にも資するものと期待されているものでございます。

続いて、入札執行についての御説明をいたします。

イメージ写真を掲載しております前のページの入札施行記録をごらんください。

今回の入札に際しましては、会計室に競争入札参加資格申請書を提出している業者で、消防ポンプ自動車の取り扱いのある業者8社全てを指名し、5月22日に入札を執行しました。その結果、入札記録の6番目にある有限会社平位ポンプ商会在389万4,000円で落札決定となりましたが、この金額は他社と比較しても著しく低価で、落札者からも入札書に記載する金額を1桁間違えたとその場で申し出がありました。一度投函した入札書は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、書きかえ、引きかえ、または撤回をすることができないので、一旦入札は終了しました。

同業者から翌日の5月23日に書面で正式に389万4,000円での契約を辞退したいとの申し出がありました。入札書に記載する金額の書き間違いは、民法第95条で言う錯誤に該当します。第95条では、意思表示は法律行為の要素に錯誤があったときは無効とすると規定しています。しかし、この規定の続きに、ただし表意者に重大な過失があったときは、表意者はみずからその無効を主張することができないとあり、入札書の記載金額を間違えるという重大な過失がある落札者自身からこの入札書は無効であると主張することができないため、無効とするかどうかは行政の判断にゆだねられることとなります。

町としましては、入札金額は他社と比較して著しく低価であり、この金額では町が希望する消防ポンプ自動車を納入してもらうことが想定できないことと、落札者が申し出たように、金額を単純に1桁間違えるといった記載ミスであるため、落札者の記載金額には表記上の錯誤があり、無効であると判断しました。無効の入札は、法律上の効果を生じないので、落札者の入札は初めからなかったこととなり、この落札者を除いて予定価格の範囲内で最も有利な条件、3,855万6,000円で入札した次順位者である株式会社三葉ポンプを落札決定とし、5月28日に仮契約を締結いたしました。

なお、無効とした業者につきましては、府中町物品等の競争入札等に係る指名除外要綱の規定により、書面による辞退を申し出た日から1カ月間指名除外としております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ありますか。

3 番繁政議員。

○3 番（繁政秀子君） 3 台消防車を買うんですが、これに対する国とか県とかの助成金とかそういうものはないのかな。あれば、そういうものがもしあるんだとすれば、急いで買わにゃいけないのんかもわかりませんが、あるとすれば、そういう補助金が出るような時期に買うてもよかったかなと思うんじゃないけど、その辺はどうなんですか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

消防長。

○消防長（中川和幸君） 消防団の車両については、国の補助金がありません。消防本部が使う緊急消防援助隊に使う車両とかそういったものはあるんですが、残念ながら消防団についてはございませんので、このたびの緊急防災減災事業債、これも結構有利なものなので、これを使わせていただきました。

○議長（中村 勤君） ほかにございませんか。

8 番西議員。

○8 番（西 友幸君） すみません。ちょっと聞いてみるんですがね。例えば、水圧がどれぐらいで何階ぐらいまで、最近分譲マンションなんかで高い建物がふえてますので、大体何階ぐらいまで水が飛ぶんかいうことをちょっとわかれば教えてください。

○議長（中村 勤君） 答弁。

消防長。

○消防長（中川和幸君） ちょっと今データを持っておりませんので正確には申し上げられませんが、ただ、今府中町で一番高いマンション、14 階か15 階建てだと思いますけど、これらにつきましては十分対応できます。

以上です。

○議長（中村 勤君） それでは、詳しいデータは後ほど西議員のほうに渡してあげてください。

あと、お二方上がってました。

13 番力山議員。

○13 番（力山 彰君） ちょっと教えてください。私も最近の消防車というのは、恐

らく性能はぐんと上がるとるんだらうと思うんですけども、かつて聞いたのは、消防車1車2,000万円じゃ、3,000万円じゃいうて聞いたんですよ。1,300万円ですか、1車、ぐっと安いということで、現在のですね、現在もうポンプ車、消防車はもう能力は落ちるとはいいまして、設計上の能力に比べて今回購入する消防車の能力はどの程度あるのか。より以上当然なっと思うんですが、その点を聞かせていただきたい。

○議長（中村 勤君） 答弁。

消防長。

○消防長（中川和幸君） 国が示しておるポンプの基準というのは、今使ってる27年前のポンプ車とこれから購入しようとするポンプ車のポンプの性能と、基準となるものは変わっておりません。ただ、実際に違いがあるのは、もうはるかに出る水の速度、水を給水して水を放水するまでの時間的なものであるとかというものは、もう全然変わってきているものでございます。

それと、最初に価格のことでありましたけど、確かに今常備が使っておるポンプ車等については、結構こんな1,300万円とかいう数字ではとてもできないというふうに思います。この消防団の車両については、もう本当に装備についてはもう必要最小限に絞ってこのたび仕様をつくって発注をいたしましたので、このぐらいの金額でできたということでございます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 17番、お待たせしました。

梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） 入札についてちょっとお聞きしたいんですけども、ちょっと入札、随分開きがありますよね。どういう条件で入札をされたのか。この機種でこまでもっと細かくしてたらこんな開きはないと思うんですが、どういう条件で入札が行われてるのかなど。随分高いところもあるし、開きがあるので、ちょっと入札の条件というか、そういうのをちょっと聞きたいと思います。

○議長（中村 勤君） 答弁。

消防長。

○消防長（中川和幸君） 入札に当たって仕様書というものをつくるわけですが、ざっというとこの程度の仕様書でございまして、ここの中で例えば水を出すポン

プの形式であるとか、あるいは水を吸い込んでくる真空ポンプの種別であるとか、そういったものを実は定めておきまして、このたび仕様として決めましたのは、どっちかいうと最新鋭に近いようなものを決めました。そうすると、それに対応できるメーカーというのが複数あるんですが、全てのメーカーがそれに対応できるわけではないということで、恐らくここに今回入った代理店の方々は、本来のところからとは違うところから仕入れなくちゃいけないので、若干高いところと通常取り扱ってるところとの差が出てきたのかなというふうには我々は考えておりますが、実際なぜこんな差があるのかというのは、我々も実はわかりません。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ほかにございますか。

16番中村武弘議員。

○16番（中村武弘君） 仕様書にホース20本と書いてありますよね。これはほいじゃけ、1台の車に20本積んでおるといこと。というのが、先ほどの補正でホース27本消防団用に買うと出ておりましたけど、あれは3で割ったら9本ということは、早よ言や29本全部積んでかけるん。それとも予備に置いとくんですか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

消防長。

○消防長（中川和幸君） 今、府中町の消防団、3個分団あるんですが、全体で約100本のホースがあります。そのうち60本から70本ぐらいが購入してから既に20年を経過してるホースでございます。これらは下手をすると簡単にもう裂けてしまう、高圧な水を加えると裂けるおそれがございます。そういったことで先ほどの補正のところでも出てまいりましたが、27本の購入を補助金を使って行うということと、今回のこの整備にあわせて各車両に20本ずつを整備して新たにかえようということですが、ただじゃあ常に全部のホースを車両に積めるわけではございません。やっぱり一旦出動しますとぬれますので、それを乾かす間に使う予備用のホースが要りますので、約半数は詰所のほうに置いておくというような方式でございます。

○議長（中村 勤君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なければ、お諮りします。

日程第13、第33号議案、財産の取得について。私語をやめてください。原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、日程第13、第33号議案、財産の取得については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第14、第34号議案、町道路線の認定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第34号議案 平成26年6月20日提出。

町道路線の認定について。

次の道路を町道の路線として認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、建築基準法第42条第1項第5号に規定する特定行政庁から位置の指定を受けた道路で、公共的生活道としての性格と目的を有するものであり、町において維持管理する必要があるということで町道認定をするものでございます。

詳細についての説明は、建設部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長(中村 勤君) 補足説明。

建設部長。

○建設部長(河中健治君) 第34号議案、町道路線の認定について補足説明いたします。

路線名は本町55号線で、起点は本町三丁目、終点本町三丁目でございます。

次のページの位置図をごらんください。

赤色で着色しています箇所が本町55号線です。県道府中祇園線沿いで、埃宮郵便局を少し下ったあたりになります。

この道路は、建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路として特定行政庁である広島県西部建設事務所から平成22年10月7日に指定を受けた道路で、道路構造の内容としましては、延長が36.71メートル、幅員4.2メートルから6.7メートル、転回場所が1カ所、地積は188平方メートルでございます。

当該道路は行きどまりの道路ですが、転回場所もあり、町道編入基準第2項第4号で規定する、行きどまりの道路であっても幅員が4メートル以上で、角地以外の建築物の戸数が4戸以上あり、かつ建築物の所有者が2名以上で、現に家屋が連担して建築されており、町道認定基準を満たしているものでございます。

また、当該道路用地は、土地所有者6名全員の寄附申し込みにより土地を取得しており、沿線住民の公共性の高い生活道路として町において維持管理する必要がありますので、町道の認定をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第14、第34号議案、町道路線の認定について、原案のとおり決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第14、第34号議案、町道路線の認定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第15、第35号議案、監査委員選任の同意についてを議

題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第35号議案 平成26年6月20日提出。

監査委員選任の同意について。

府中町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、府中町監査委員条例で定める監査委員の定数2人のうち1人が現在欠員となっているため、監査委員を選任することについて同意をいただきたいというところでございます。

詳細についてでございますが、住所は広島県安芸郡府中町大通二丁目12番28号、氏名が土井精二氏でございます。住所は先ほど申し上げたところでございますが、土井氏は昭和24年生まれの現在64歳の方でございます。同氏の略歴を紹介させていただきますと、昭和48年に広島県職員に採用され、尾三地域厚生局長、東部厚生環境事務所福山支所長を歴任された後、平成22年3月に定年退職されております。退職後も広島県被爆者援護事業団神田山やすらぎ園園長、広島県社会福祉協議会障害者虐待相談員として活躍されるなど、豊かな行政経験をお持ちの方でございます。

以上のように、本町の監査委員にふさわしい人格、高潔で地方公共団体の行政運営に関してすぐれた執権を有する方であると考えております。任期は、平成26年7月1日から平成30年6月30日までの4年間ということでございます。詳細の説明はこれ以上ございませんので、よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本件につきましては人事案件でありますので、慣例に従いまして質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することと決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第14、第35号議案、監査委員選任の同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

監査委員におかれましては、次の定例会において御挨拶をお願いしたいと思いますので、理事者におかれましては対応をよろしくお願いいたします。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって散会とし、6月23日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議ないものと認めます。よって、本日は散会とし、6月23日午前9時30分から会議を開くことと決し、これをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

(散会 午後 3時17分)